わが国の「憲法」体制における安全保障(二)

-現代国際法との整合性

城

涼

恩師である故橋本公亘先生と

故長内了先生に拙稿を捧げます。

はじめに

I 戦争観の変遷

「戦争」概念について

2 無差別戦争観―戦争の自由(自己保存権)の肯定

国際法上の自衛権

3

(侵略)戦争違法観―戦争の否定と自衛権の肯定

国際法上の自衛権の概念―一般的な定義

国際法上の自衛権の成り立ちについて

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城)

- 3 集団的自衛権について
- \blacksquare 現代国際法―国際の平和・安全の維持と武力の行使について
- 国際連合憲章の基本的な規範構造
- 3 2 国際連合憲章第七章の規範構造―第五一条の位置づけ(以上、第一二三巻第八号)
- 4 国際法社会の実行にみる集団的措置―軍事的強制措置と(集団的)自衛権 (個別的・集団的)自衛権の限度・範囲
- 起草者たちの思考枠組みの確認―

自衛権、特に「集団的」自衛権の重要性及び、その重要性(必要性)と危険性の均衡の確保

5

- 6 (個別的・集団的)自衛権を考える視点―国際連合の問題点と思考枠組み
- 日本国憲法前文と第九条―国連憲章との関係

IV

我が国の安全保障に関する基本法

- $\widehat{1}$ 国連憲章との整合関係―共通性と相互補完性 共通性 憲章の目的と前文 (集団安全保障体制
- 2 第九条の解釈

相互補完性 (以上、本号)

自衛に関する法規範

2

 $\widehat{1}$ 自衛権の法的根拠

2

自衛権の行使態様

(方法) とその法的根拠

- 3 まと め
- V おわりに 学説の検討

今後の課題

現代国際法―国際の平和・安全の維持と武力の行使について

3 (個別的・集団的)自衛権の限度・範囲

Ш

てこれを補完するものとして位置づけられることを確認した。ここでは、この「社会的機能」に関連する自衛権の限度・範囲につ 1 前節2では、 自衛権が不正処罰(憲章の定める秩序維持)という社会的機能を有するがゆえに、集団安全保障体制にあっ

いて確認しておきたい。後に言及する実際の国家実行を評価する際の基準となりうるからである.

わけ国連の機関等)の要求の範囲で認められるということになる。 制の機能を代替 係の中で、法秩序の要求の範囲で認められるものであり、そこから伸縮が可能であると考えられた。そうすると、 既に確認したように、自衛権(正当防衛権)の根拠を法秩序の擁護を担当するための権利とする立場からは、 (補完)するものと位置づけられる自衛権の限度は、 社会関係すなわち国際法社会関係の中で、国際法秩序(とり 同権利は、 集団安全保障体

なる。この説明を齋藤洋は精緻にする。すなわち、自衛行為は国際紛争状態の「原状回復・均衡状態の維持」を、 手段としての武力の行使の意) 」の性格と相容れないし、それが「戦争」であれば本質的に自衛行為の限界にとどまらないことと の範囲・限度について、 高野雄一は、次のように説明する。自衛行為にとどまる限りは「戦争 (国際紛争解決の 強制措置は同紛

「解決」を、それぞれ目的にするものであると概念を確定する。

行為をして共同体に帰属せしめられ適法と評価されるための本質的標準である。筒井若水は、これを「加盟国が自衛権の要件とし て守るべき範囲は、 翻って、ケルゼンによれば、共同体の秩序によって要求される行為を遂行することによって、この秩序を実現することが、 集団目的の必要によって規定されることになる。それは、 自衛権の範囲について、…狭められることがあり、

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城

四三

逆に、集団的機能との関係で…拡大することもありうる。」と表現する。自衛権の行使が集団安全保障体制を補完し憲章の理念・(4)

目的を実現し得る憲章適合的なものとなるか否かは、国連の機関の意思 いずれにせよ、齋藤の概念画定を前提に、自衛権の範囲については伸縮性を認めることが、現代国際法社会における国家実行を (統制) といかに整合するかにかかっていると言えよう。

理解するに際して有用であるように思われる。

(1) 集団的措置―軍事的強制措置

4

国際法社会の実行にみる集団的措置

-軍事的強制措置と(集団的)自衛権

- 比較的最近の体系書に依拠して整理する。

九五九))」、湾岸多国籍軍は安保理の『必要な手段』の『授権(authorize)』に基づいて派遣された(決議六七八(一九九〇)。」 岸多国籍軍の派遣がある。「朝鮮国連軍は安保理の『必要な支援』提供の『勧告(recommend)』によって派遣され(決議八三(一 この湾岸戦争に関する実行例はその後の「慣行」の礎と位置づけられているので、決議六七八に至るまでの概略を示すことにす 国連においても頻繁には実施されていない軍事的措置の代表的な実施例としては、一九五〇年の朝鮮国連軍と一九九一年の湾

る

簡を安保理に送付した。 は、イラクのクエートに対する武力攻撃に対抗するため固有の個別的及び集団的自衛権を確認する内容であった。その後、クエー トは諸国に援助要請をした趣旨の書簡を安保理に送付、米国、英国も決議六六一を受け自衛権の行使として部隊を派遣した旨の書 六日、クエートの支配を強化し併合したイラクの決議六六○違反に対し、同国に経済制裁を課す決議六六一を採択した。同決議 一九九○年八月二日にイラクがクエートに侵攻した。同日、安保理はイラクに即時撤退を求める決議六六○を採択したが、八月

同年八月二五日安保理は、決議六六一の厳格な実施のために決議六六五を採択し、さらに同年一一月二九日に採択したのが上記

の決議六七八である。これを受けて、翌一九九一年一月一七日に、米軍が主導する多国籍軍が攻撃を開始した。

以上がいわゆる湾岸危機から湾岸戦争に至るまでに採択された安保理決議の概要である。(6) 当初は「自衛権」の行使としてなされた行動が、安保理の「授権」によって「集団的措置」に転換した形となっているとこ 着目すべき点は、 朝鮮国連軍の実例と

ろである。注意を喚起しておきたい。

安保理の許可のもとで強制行動が認められる地域的取極・地域的機関については「新ユーゴの『海上封鎖』に関する一九九二年の て、ボスニア(決議一○三一(一九九五))、アフガニスタン(同一三七六(二○○一))に関する決議がある。」憲章五三条により 二))、ソマリア 「その後の多国籍軍への武力行使授権の例としては、主として人道援助に関するものとして、ボスニア(決議七七○(一九九 (同七九四(一九九二))、ルワンダ同九二九(一九九四))、に関する決議が、和平合意の実施に関するものとし

決議七八七(一九九二)などがその例である。(7)

以上の実施例については評価が分かれる。

て加盟国が兵力を安保理の使用に提供すれば、 条)」によって軍事的措置を加盟国に義務づけることができないために用いられた方式である。そのために「安保理の勧告に応じ 確かにこれらの実施例にみる軍事的強制措置は、「特別協定(憲章四三条)」の締結を前提とする安保理の「決定(三九条、 軍事的措置の実施は不完全ながら可能であるが、それは本来意図された安保理の

決定」に基づく軍事的強制措置とは別物である。」との評価がなされる。かかる評価の後半だけを捉えれば、憲章規定に合致して

いないとする違憲説となる。

の行使なのか、あるいはその両者の性質を併有するものなのか議論が分かれたとされる。

特に一九九一年に湾岸多国籍軍の武力行使について、これが集団安全保障の一環としての軍事的強制措置なのか、

集団的自衛権

大沼保昭の簡潔な整理によれば、 上記の違憲(憲章違反・違法)とみる見解のほかに、

ア) 多国籍軍として結集した諸国の集団的自衛権の行

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城

- (イ) 憲章四二条の軍事的強制措置
- ·
 ウ 安保理決議六七八の 「授権」は、 憲章四二条の強制措置と集団的自衛権の行使とも両立する
- (エ) 国連の内在的権能に基づく公的制裁活動

在よりきめ細やかに規定するという立法的解決によるしかない。」と結論する。(⑴) 合的)行為と捉えるのが最も実態に即した解釈と考えるが、問題は憲章自身の不十分さにある。」とし「紛争解決方式の類型を現 とみる見解に分かれる。その上で、大沼は(ウ) の解釈を踏まえつつ、(エ)の要素を含む「半公共的 (自衛と公的制裁らの複

落としているからである。」 していないとするという見解は、「憲章七章を三九条から五○条までの『憲章本来の安全保障』によって論じ、最後の一か条を見 される。すなわち、本来の四三条の特別協定による「国連軍」はこれまで組織されたことがないことを理由に集団安全保障は機能 このような理解に対しては、先に言及した集団安全保障体制と(集団的)自衛権の関係のところでなされた次の指摘が思い起こ

条による国連の指揮のもとにおける国連軍も常備されていないところから、 の強制行動というものも、 による基礎づけを前提とする集団的措置と集団的自衛権とが別個の制度であることを踏まえつつ、次のように結論する。「このよ 決議によって、 米英仏サウジ・アラビアの集団的自衛権に基づく行動を、 の認定を受けた明確な事例である、と分析する。一九九一年の湾岸多国籍軍の派遣については、ペルシャ湾岸地域に展開していた 自衛行動に内在していた集団安全保障としての要素が確認され、一連の安保理決議によって集団的措置(軍事的強制措置)として 筒井は、一九五○年の朝鮮事変では、事変発生と同時にアメリカが韓国のために集団的自衛権をもって対処したところ、 国連の集団的措置 集団的自衛権は個別機能の本質によりながら、 集団的自衛から転換する以外の慣行を知らない。これは、 (軍事的・準軍事的措置) 安保理の「あらゆる必要な手段」を行うについての許可 転換させた事例である、と分析する。その上で、 集団機能としての強制に、事実上代替するものであり、 当然の結果である。」として、国際法社会における 強制行動をとる国際軍が存在せず、 安保理の決議等国連 (authorize) かかる

(集団的)自衛権の「社会的機能」の重要性を指摘する。

との「接近」というよりも、自衛行動によって「本来の国連軍が行うべき」強制行動が代替された、つまり自衛権行使が集団的措 認されたのであり、その後の多国籍軍による武力行使の容認は決議六七八によるものである。これは、自衛権とその後の強制行動 置に転換されたとみる方が妥当であろう。何故なら、両者は性質上異なる制度だからこそ、安保理によって別個の決議で認められ 「区別が困難なほどに接近したことを示すものだと位置づけることが」できる、とする。しかし、自衛権は決議六六一によって確(旦) これに対して、森肇志は、湾岸多国籍軍の武力行使について評価が分かれたこと自体が、国連の集団的措置と集団的自衛権が

もう一例を見てみたい。

たからである。

体ではなく、当該行為が国際法共同体の秩序が命じるところを実行したことである。そうだとすれば、自衛権のもつ(不法処罰即 機能を自衛権が補完するのである。その本質は、ケルゼンが示した通り、国際法共同体の行為となり適法となる標準は、行為の主 は、「補完」の意味を形式的にしかとらえていないようにもみえる。そもそも「国連軍」が組織できないゆえに、集団安全保障 なければ、「そうした位置づけの実際的な基盤は揺るがされることとなる。」とする。同時に森は、この「保全的措置として許され⁽⁵⁾ 超えてはならない』という一般的な原則を超えて、直接特定あるいは限定することは困難であろう」とする。このような説明から る行動の限度も明確ではない」と認め、「このように性格規定されるということから、自衛権の行使として許される行動の程度を、 ついて、森は、集団的自衛権は保全的措置として位置づけられるのであり、一定段階で安保理が「必要な措置」をとることができ 行使は、自衛権を根拠とするものであった。その後、安保理による必要な措置(集団的措置)をとることなく年が経過したことに って、個別的・集団的自衛権が確認された(UNDoc. S/RES/133(2001)UNDoc. S/RES/1373(2001))。アフガニスタンへの武力 『国家は原則として、自己が直面する危険に、その反撃を適応させなくてはならず、かつ相当と考えられる防衛の必要性の程度を 二〇〇一年九月一一日のいわゆる米国同時多発テロに直後になされた安保理決議(一三六八、一三七三)である。当該決議によ

四七

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城

ち国際法秩序維持)という社会的機能から導かれる、その限度・範囲に関する伸縮性を考慮することが適切であろう。

明と同一の理解に立つものといえよう。 ればならないというわけではなく、自衛としての措置が集団安全保障の措置へと吸収されるにすぎない。」との指摘は、(3) するものと考えられている。」との指摘や、「安保理が軍事的措置をとった場合、自衛権を行使する国はその軍事行動を停止しなけ(19) とられていないとしても、それは、自衛権がその部分を代替しているとみるのが適切であり、現実の国際法社会の実行をより正確(ほ) に説明しているという点で、説得力があると思われる。「安保理の決議が停戦を求めるものでない場合には、 国連の安全保障体制の機能との関連で、狭められることもあり、拡大することもありうる以上、安保理による「必要な措置」が 自衛権の行使は継続 上記の説

に基づく軍事同盟は…集団安全保障体制の鬼子である。」と強く主張していた。 iii っていかに評価されているかについての論証に乏しく、説得力を欠く」として、NATOや日米安全保障条約などの集団的自衛権 一九九〇年代に、大沼は、筒井の説く自衛権の社会的機能は、「いかなる機能をはたしており、それが国際社会の構成員によ

的に機能することもある。」と認めて一九九一年の湾岸多国籍軍(決議六七八(一九九〇))の事例を挙げる。 ⁽²²⁾ の自由に連なる集団安全保障体制の鬼子である。」との持論は維持しつつも、「ただ、自衛権が集団安全保障と連続性をもって補完

その大沼も、二〇〇〇年代に入ると、依然として「自衛権は国連の集団安全保障体制の例外であり、まして集団的自衛権は同盟

これは、国連加盟国の自衛権あるいは自衛権に基づいて組織された軍事力が基本となり、国連は、安全保障理事会の授権決議

換言すれば、筒井のいう「自衛権の社会的機能」を大沼が承認したことに他ならないといえよう。(タイ) するという内容の慣行が、 (または総会の勧告決議等) 憲章の理念・目的に適うものとして確立していることを、大沼が部分的に承認したものと理解される。 で加盟国の行動を支持し、より多くの加盟国をこれに参加させることによって、 間接的にこれに関与

機関が存在していない」ことを指摘し、「憲章で企図されていない」「慣行」が「発展」してきたことは認める立場も、 また、国際社会全体の承認を前提とする新たな課題の遂行に安保理が必ずしも適任でないとしても、「これに代わるより適切な 結果として

強制行動を行う体制をつくれなかったことの結果である。しかし、それは一部の国々が安保理の授権も得ずに単独主義の武力行使 る。最上も、湾岸戦争方式の踏襲である特定の国家(あるいは国家グループ)に武力行使を授権する「外注」方式は、国連自身が た形ではあるが安保理としての決定」もなされていることから、「少なくとも集団安全保障の本旨に沿うものと評価でき」るとす 団安全保障体制の核心」を必要性の認定ととるべき措置の決定の「組織化に見出すならば」、「認定」がなされ、「極めて漠然とし つ場合も実際にあった、と慣行の存在を評価する。(タス) をするよりは国連の理念に沿っている。また、授権された武力行使がきわめて小さな規模にとどまり、 「自衛権の社会的機能」を否定していないといえよう。森は、これまでの実行は憲章規定の文言に完全に沿うものではないが、「集 かつ平和や治安回復に役立

いると考えるほかない」とする。 浅田正彦も「これまでの慣行によって国連憲章に従った強制措置においてはその違法性が阻却されるという法的信念が確立して

条の特別協定が締結されていなくても四二条に基づき軍事的措置が発動できるようになった」とみる。(※)

酒井啓亘は「武力行使の許可については、…その根拠は四二条に求められる。事後の慣行により国連憲章の解釈が確立し、

公的性格をもつ措置が可能となっている。」と指摘する。 経過し、安保理の強制行動が多様化した現在では、強化されたPKOが必要な措置を担うことにより、決定・実施の双方において いうかたちをとるようになった点で措置の客観性及び公的性格は高まっている」と分析した上で、「さらに、 掛江朋子は、「多国籍軍方式が採用されたことによって、措置の実施は各国が指揮権をもつものの、措置の決定は公的な授権と 湾岸戦争から二五年

において異ならない。このような認識を前提に、 以上、「授権方式」によってなされる措置には、 に転換する場合とがある。 いずれも、 自衛権の代替機能 実体として用いられるのが加盟国の自衛権に基づき組織された武力であること 自衛の要件は不要であるが、自衛権の行使としてなされる加盟国の武力行使を (社会的機能)を肯定する見解は少なくない。

最後に小括として杉原高嶺の説明をみておきたい。

ではなく、 が当初はあった。 間」(五一条)、加盟国が主体的に安保理の決定に先行して行使する権利であることを理由として、解釈論として妥当とする かに、本来の国連軍 ものとみられる。」とし、 杉原は、 これまでなされてきたのは安保理の「勧告」「授権」による措置であり、それは「軍事的措置の一方式として定着した 「第四二条に含まれる非拘束的 しかし、このような見解はむしろ少数派であった、とする。その上で、憲章上の位置づけについては、 (特に四三条、 特に授権方式の先例とされる湾岸戦争における決議六七八(一九九〇) 四六、四七条)ではない、または安保理の統制を欠く包括的授権は正当ではない、などの批判 (勧告的な) 軍事行動とみる」立場を、自衛権は、 安保理が「必要な措置をとるまでの の法的位置づけを検討する。 第五一条

後の一か条である第五一条も見逃してはならない」とする筒井の見解と通じるものがあるといえよう。 能に陥るままに任せたとみることはできない』と(ICJ Reports 1962, p. とする主張は、 和と安全の維持のためにとられるすべての措置が第四三条の下で締結される協定において財政化がはかられていなければならない 妥当性を論証している。すなわち「第四二条軍事的措置は本来は第四三条の特別協定を基礎とする拘束的・強制的行動を想定した 立した条約解釈の一例とみることができる杉原の見解は、「集団安全保障体制を憲章三九条から五○条だけでみるのではなく、 ように限定する見解に同意することはできない。第四三条の協定がないときに直面する緊急事態において、 ものであるが、しかし、そのことは加盟国の任意の判断に委ねられた非拘束的軍事行動を必ずしも排除するものではないと解され さらに、杉原は、 国際司法裁判が国連経費事件において財政措置との関係で述べた次の一節は、この場合にもあてはまるであろう。『国際の平 安保理が憲章の他の規定にしたがって行動しうる可能性を排除するように思われる。 国際司法裁判所の判決を引きながら、授権方式による軍事的措置を(慣行として)定着してきたとみることの 167)。湾岸戦争後における幾度かの授権方式によって確 裁判所は安保理の権限をその 憲章は安保理が行動不

七章における第五一条の位置づけ(集団安全保障体制の補完)を併せて考えるならば、 筒井の指摘するように、そもそも憲章は集団的措置が加盟国の全部または「一部によってとられる」と明文で規定している。 国連の実行事例は憲章の構想の下に行われ

てきたと理解することができる。「本来の国連軍」のない状態において、国際の平和と安全の維持の観点から、 定の任務をなす権限を加盟国に付与することは妨げられないと考えるべきであり、(33) 杉原の説明は、 かかる理解が妥当であること 国連 が

5 特に「集団的」 自衛権の重要性及び、その重要性 (必要性) と危険性の均衡の確保 を示しているものと思われる

起草者たちの思考枠組みの確認

1 集団的自衛権の必要性と危険性の認識──一九五○~六○年代からの視点

高野雄一は、「集団的自衛権の功罪」として積極・消極の両面に言及していた。

。そうとすれば、この集団的自衛権の効用は益々大きくなる。しかも、この集団的自衛権は、実質的に国内法上の正当防衛権に近 先ず「積極面」については次のように述べる。緊急時においては安保理による集団的措置に迅速性・確実性は期待しがたい。

に必要な実力を有しない国が少なくないことを挙げる。(35) 権に存することは確かである。」と。この点、横田喜三郎も「時間的必要性」に加え、現代戦の影響力、みずから自己を防衛する権に存することは確かである。」と という意味をもち、国際社会・国際法の発展を意味する。国際間における権力政治を捨象して考えれば、かかる意義が集団的自衛 国際関係が非常に緊密化して、国際社会における不正に対して多くの国が同時に関心をもち、その被害者を多くの国が助ける

いう高野の記述である。 ここで着目すべきは、「集団的自衛権の効用は益々大きくなる」と「不正…の被害者を多くの国が助けるという意味をもち」と 何故なら、後者は「(集団的)自衛権の社会的機能」を、前者は「その範囲・限度についての伸縮性」を

次に、高野は 「消極面」について、次のように述べる。「自衛権には、 個別的な安全保障の手段として、

承認する趣旨と読みとることができるからである。

自衛権行使の前提 (発動要件) の判断は第一 次的に発動を企図する当事国に委ねられ、その判断はしばしば難しいことに加 濫用の可能性がある。」

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)

(城

五.

定される安保理の統制には「拒否権の作用もあり、」「確実性を期待しえない。」と指摘していた。(※) れは著しく減じることになろうが、横田が列挙する「安保理への報告」「安保理が必要な措置をとるまでの間」等の第五一条に規 る。具体的には、集団的自衛権が地域的な集団安全保障体制と結合することによって、国連が否定したはずの同盟体制を認める結(36) なくなく、反って平和と安全を脅かすことがあった。この点は、集団的自衛権についても同じである。」「その影響の及ぶ範囲が単 え、「自国本位の政治的考慮が働きやすい」ことに起因する。それゆえに「組織化の不十分な国際社会において」濫用の なる自衛権より広く且つ大きい。それだけに濫用されるとなるとその平和と安全に対する危険は一そう著しい」からであるとす 集団安全保障の理念に背離する方向に導かれることになるとする。もっとも、 安保理の統制が確実となれば濫用のおそ 「例が少

観念が混入するといった事情があったことも考えられるであろう。」と。さらに、ウエブスターフォーミュラ「すなわち、(タイン) 基本権としての自存権(right of self-preservation)の観念につらなっており、自衛権の解釈・適用において、しばしば自存権の であろうが、より直接的な原因としては、国際法上の自衛権という概念が、イデオロギー的な系譜の上において、 武力行使の正否を客観的に判定する、超国家的な機構が欠如しているという、そうした国際社会の特殊性に由来するといえる 自衛権が濫用され易いということは、 基本的には、国際社会の構造上の特殊性、つまり、それぞれの国家が武力をもち、 いわゆる国家の 自衛権 しか

田畑茂二郎も、この「濫用」の可能性・危険性の認識から論を始めた。

が、しかし、実際には、この原則も、それほど厳格な形では履行されず、…自衛権を口実として武力を行使するといったケースが ことが必要という原則が、これまでかなり広く認められ、」「ニュールンベルグ判決や東京裁判の判決においても確認されていた の発動は、危険が『差し迫ったものであり、圧倒的なものであって、他の手段を選ぶ余地なく、熟慮する余裕のないもの』である

盾・対立を止揚する建設的な思考の在り方を提示する。すなわち、「しかし、それを全く認めないということも、 一このように、 自衛権は濫用の危険を多分にはらんではいるが、」としてその危険性を認識した上で、その危険性と必要性 実際上不可能で

それほど珍しくなかった。」として、一九五八年七月の米国のレバノン出兵、

英国のヨルダン出兵などを挙げる。

衛権の発動をできるだけ客観的な基準と体制によって規整することであろう。」と言明していた。 よって自己を防衛する権利、つまり自衛権を認めることはやむを得ない現象だといわざるをえないであろう。したがって、結局、 あろう。強力な国家権力を背景として社会秩序が保たれている国内社会においてさえも、緊急な場合には私人が自らの手によって 自己を防衛する正当防衛が認められている。とするならば、権力的に秩序づけられていない国際社会において、国家が自己の力に いかにして自衛権を濫用から守るかということに帰着する。そして、このためには、まずなによりも要求されるのは、

た事実を知ることができる。 以上の田畑、高野という我が国を代表する国際法学者により、自衛権について採るべき基本的な思考枠組みが明確に示されてい

件が指摘されている。それは、特に新規なことではない。要するに「自衛権の発動要件を充たす必要がある」という、現時点にあ ように常任理事国が加盟する軍事同盟が自衛のもとに武力を行使すれば、安保理事会がこれを止める手だては」ない、とされる。 全保障体制の鬼子である」としてその危険性を強調する立場からも、集団的自衛権が集団安全保障体制を補完し得るための必要条 に軍事同盟が結ばれると、集団安全保障では不定・未必の敵だったものが特定・常時の敵」となり、また「日米安保やNATOの する立場もある。代表的な論者によれば、「集団的自衛権は個別的自衛権に輪をかけて濫用の危険が大きい…集団的自衛権を根拠 かかる立場の見解のほとんどは、(1)の田畑、高野の論述と概ね異なるところはない。他方、同じく「集団的自衛権は集団安 2 (集団的) 高野、 田畑の指摘を待つまでもない至極当然の事柄の指摘である 自衛権の積極面 (必要性)と消極面(危険性)の両者を考慮する立場に対して、消極面 (危険性) のみを強調

- 3 国際法文書 (国連憲章含む)起草過程にみる自衛権の必要性と危険性について
- この問題に関連する国際法文書の起草者達の間でどのような議論がなされていたかについて、森の論稿に依拠して確認してみた

61

- 連盟理事会の判断を得る必要があると主張した した。これに対し、英国は、当事国が条約違反を主張しただけでは不充分であり、当該条約違反の主張の正しさを確認するために ラインラント(一九二五)協定の作成過程において、フランスは集団的措置 (集団的自衛権の先駆) の実際上の必要性を強調
- 内在する戦争を誘発し拡大する危険性も認識されていた。それゆえに、集団的措置の必要性とその危険性の均衡を、発動要件を加 白な場合に限定された」。そこでは、集団措置発動の要件の認定 重すること、即ち「違反」よりも「違反が明白」とすることによって図ろう(危険性を縮減しよう)との努力がなされていたので こうした対立を経て、 …個別的自衛権の行使が同禁止条項違反の場合に求められ、…集団的措置の自動発動は、その違反が明 (侵略の認定) が恣意に陥る危険性、さらに言えば、 集団措置に
- ii 次に、国連憲章の起草過程における「一連の議論の中で注目すべきこと」として森は、以下のように言及する
- ていたことである。したがってダンバートン・オークス会議以前から一貫して自衛権の存続は確認されていたものの、それを憲章 「自衛権の行使は侵略に対する反撃という点で国際連合の目的に合致し、そもそも二条四項に反するものではないとされ

に明記する必要はないと考えられていた。」

- の認定の恣意性、 (集団安全保障体制) と矛盾・対立する契機を内在するものであることも、 1 集団的自衛権が集団安全保障体制を補完するものであると同時に、 戦争を誘発・拡大させる危険性、さらには集団安全保障体制を瓦解させる危険性があるという点で、 明確に認識されていた。 安保理の許可なく発動できることから、その発動要件 国連の目 的
- さらに、この矛盾・対立の契機は、 自衛権の発動要件を厳格にすることによって止揚されるという思考枠組みが共有されてい

た、と森は指摘する。(46)

は、 iii 図ろうとする(集団安全保障体制と集団的自衛権との一体性を維持しようとする)思考枠組みという点で共通するといえよう。 険性との均衡を図ろうとしたことが見て取れるのである、と。これはロカルノ条約(ラインラント協定)の起草過程で確認できた(タイ) あり、 確実性」や田畑のいう「自衛権の発動をできるだけ客観的な基準と体制によって規整すること」の必要性とは、 集団的自衛権を集団安全保障体制の保全措置としてこれを補完するものとする位置づけと集団的自衛権の必要性と危険性の均衡を ことによって」集団的自衛権の必要性と発動要件の認定の恣意性、戦争の誘発・拡大の危険性、集団安全保障体制を瓦解させる危 とは言いがたい」が、ともかくも、「米国は、集団的自衛権の発動要件を『武力攻撃』すなわち『侵略の明確な場合』に限定する しようとするものにほかならなかった。」。これに対し、英国は侵略の定義の困難さを指摘したが、その「批判は適切なものだった 「侵略』よりも狭い概念、 米国一二日原案では、「第一文では つまり先人達の思考様式(思考枠組み)よりも明らかに劣るという点で妥当でない、ということである。 (小括) 面的の誹りを免れないばかりでなく一九二五年のロカルノ条約(ラインラント協定)起草時に国際法が到達していた理論水 前者は個別的自衛権に、後者は…『集団的自衛権』に対応するものとされていた。」。 すなわち、 以上のような高野、 『侵略の明確な場合』として用いられており、集団的自衛権の行使を、個別的自衛権の場合に比べて制限 田畑の見解や起草過程での議論から導かれる結論は、自衛権の「危険性」のみを強調する立場 『侵略』を、第二文では『武力攻撃』を挙げるが、両者の使い分けは明確に意図的なもので 米国案は 高野のいう「統制 要するに、 「『武力攻撃』は 上記

衛権の必要性と危険性の均衡を自衛権の発動要件を厳格にすることによって図るという思考枠組みは、 盾・対立する契機を内在するものであることは明確に認識されていた。さらに、この矛盾・対立の契機の止揚、 集団安全保障体制を補完する集団的自衛権は、 戦争を誘発・拡大させる危険性、 さらには集団安全保障体制を瓦解させる危険性があるという点で、 同時に、それが安保理の許可なく発動できることから、その発動要件の認定の恣 一九二〇年代を生きた起草 集団安全保障体制と矛 言い換えれば、

起草者達の議論したところと本質において同じ趣旨である。

わが国の「憲法」

体制における安全保障(二)

(城

者達からは直接に確認できるものである。そして、一九五○年代を生きた高野、 田畑からは少なくともその思考枠組みの前提とな

4 国際法社会の実行にみる集団的自衛権の援用事例

る思索の成果を確認できるものと思われる。

そう多くないとされる援用事例を簡潔に紹介した論稿に依拠してみていくこととする。(4)

- 冷戦期の援用事例
- 1 ハンガリー動乱におけるソ連による武力行使(一九五六年)
- 2 レバノン内乱における米国による武力行使(一九五八年)

3

南アラビア連邦問題における英国による対イエメン武力行使(一九六四年)

ヨルダン内乱における英国による武力行使(一九五八年)

- (5) 4 ベトナム戦争における米国による武力行使(一九六五年)
- 6 チェコ動乱におけるソ連による武力行使(一九六八年)
- 7 アンゴラ内戦におけるキューバによる武力行使(一九七五年から)
- 8 ソ連によるアフガニスタン侵攻(一九七九年)
- 9 リビアによるチャドへの武力行使(一九八○年)
- 10 ニカラグア内戦における米国による武力行使(一九八○年代前半)
- (11) フランスによるチャドへの武力行使(一九八三年、八六年)
- (12) 米国によるホンジュラスへの武力行使(一九八八年)(中谷、前掲注(49)論文四六頁
- `注目すべきは、これら①~⑫のすべての事案において、集団的自衛権の行使を主張する国家は、…武力攻撃の犠牲国の要請に

である。」とする。 絡みのものであるため、そのような状況下においては、武力攻撃の存在及び要請の真正の双方について一層厳重なチェックが必要 れらほとんどすべての事案について疑義がある」とする見解を指摘し、「これらの事案は皆、内戦・革命・クーデター・国内騒擾 基づいて行動したと主張していることである。もっとも、その要請が真正のものであったかどうかが大きな問題となる」が、「こ

件を提示したことでも知られる。重要判例であるので、ここで少し触れておきたい。(53) 要請(援助・介入要請をする政府の正統性)双方の「要件の甚だしい弛緩によってもたらされていること」が挙げられる。上記⑩(55) れたのであり、これは同概念の濫用に他ならない。」とされる。その上で、着目すべき点としてこうした濫用は武力攻撃の存在及 ニカラグアの事例もその典型である。また、米国の自衛権行使の当否が国際司法裁判所において争われ、同裁判所が新たな行使要 冷戦期の援用事例では、大国・強国により「集団的自衛権は勢力範囲において違法な干渉を行うことの正当化根拠として主張さ

機雷封鎖、空港、石油施設などへの攻撃を行った。 事実の概要 米国は、一九八一年以降ニカラグア政府に対決姿勢をとり、反政府組織を援助してニカラグアを攻撃させ、港湾の

これに対して、ニカラグアが国際法義務違反行為の中止や損害賠償の支払いなどを求めて国際司法裁判所(ICJ)に提訴した

のが本件である

米国は、ニカラグアの侵略を受けたエルサルヴァドルやホンジュラス等からの要請に応じて集団的自衛権を行使したものである

米国の主張は、集団的自衛権の発動要件が充足されていなことを理由として、認められていない。

以下は、同要件に関する判決部分のみを抜粋する。

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城)

集団的自衛権の法的性質を「他国防衛」と捉え、その濫用の危険性を要件の加重によって縮減しようとの意図が見てとれる。(55)

判决(抜於

先ず、集団的自衛権の位置づけについて

び個別的)自衛権についても承認することを示している。」 語は、国家が武力禁止の原則を明確に慣習国際法の問題として承認するとともに、これらの宣言中の若干の用語は 「憲章自体が慣習国際法における集団的自衛権の存在を証明する。さらに、国家によって採択された幾つかの総会宣言の用 (集団的及

次に、集団的自衛権の行使(発動)要件について

行使のために遵守しなければならない特定の要件を明らかにしなければならない。」 (ト͡s) -集団的自衛権の存在は慣習国際法において確立しているので、裁判所は、…必要性及び均衡性の要件に加えて、 集団的自衛権

への援助も含んでいるとは考えない。」(8) 力攻撃』概念が、武力集団による大規模な行為だけではなく、兵器の供与または兵站若しくはその他の支援の態様で行われる叛徒 こと』『または、このような行為に対する国家の実質的関与』も含むと**理解しなければならない**…。総会決議三三一四に付属する ほど**重大な武力行為**を他国に対して実行する武装集団、団体、不正規軍若しくは傭兵が、国家により又は国家のために派遣される 『侵略の定義』第三条(a)項に含まれたこの表現は、慣習国際法を反映しているとみることができる。…しかし、裁判所は、『武 「**武力攻撃**は、単に正規軍による国境を越えて行われる行為だけでなく、正規軍によって行われる現実の武力攻撃に『相当する

ある対抗措置(proportionate counter-measures)が正当化されるにすぎない。」 ·武力攻撃に対しては集団的自衛権を行使することはできるが、武力攻撃に至らない武力行使に対しては行使できない…均衡性

きとの要件に加えて、かかる国家による要請という要件が追加されるものであると結論づける。」 (60) を許容する規則は存在しないことを認定する。裁判所は、攻撃の犠牲者と主張する国家が攻撃を受けたことを自ら宣言しておくべ |裁判所は、…慣習国際法においては、自らを武力攻撃の犠牲者とみなす国家による要請がない場合には、集団的自衛権の行使

憲章によれば、個別的又は集団的自衛権行使を主張する国家は、自国が自衛権に依拠して正当化しようとする措置と国際法と

使に際して国家がとった措置は、安保理に『直ちに**報告**し』なければならないことを要求する。」 の整合性を決定する権限を有する国際機関に対して報告をしなければならない。こうして、国連憲章第五一条は、この自衛権の行

「慣習国際法…の下においては、国連憲章第五一条に定める報告義務は存在しない。それゆえ、裁判所は、…報告のないことを、

…慣習国際法上の…義務違反としては扱わない。」

「…報告の欠如は、 問題の国家が自衛としての行動であったと自ら確信していたか否かを表す要素の一つとなりえる。」(以上、

ニカラグア事件判決についての評価

強調及び傍線は筆者

存在する」ことを指摘した上で、「ICJは集団的自衛権の発動を要件のレベルで厳格にしようとした」との肯定的な見方が少な存在する」ことを指摘した上で、「ICJは集団的自衛権の発動を要件のレベルで厳格にしようとした」 国際社会の反応を十分検討していない。」という批判がある一方、「自衛権援用国の実体法上の権利の侵害も考慮すべきとの反論が国際社会の反応を十分検討していない。」(8) 本判決に対しては、「「被攻撃国からの要請」の要件も、米州相互援助条約の条文に依拠しており、具体的な国家実行とそれへの

て裁判所には「それによって権利の濫用を抑えるねらいがあったと解される。」とする。 杉原も同様に「要件の設定という観点から重要な歯止めをかけた」ことが「より注目される」ところであり、要件の追加につい

浅田は、本判決は「基本的に他国防衛説をとりつつ、集団的自衛権の行使には、武力攻撃を受けた国によるその旨の「宣言」

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城 一五九

集団的自衛権の濫用防止の観点からは評価すべきである」とする。 と、その国からの「要請」が必要であるとした。裁判所がそのような慣習法上の要件の存在を十分証明しているとはいい難いが、

与えられることができるとするのである。(8) した要件が充足されることによって、集団的自衛権が集団安全保障体制の「鬼子」ではなく、「連続的・相互補完的位置付け」を 自衛権を集団安全保障体制に適合的に位置付ける努力の一環として考えるのなら、それなりに意味がある」とする。 大沼も、「宣言」や「要請」の要件が「第二次大戦後の一般的規範意識と諸国の慣行を反映したものか、疑問もあるが、 集団的

このように、本判決(多数意見)は集団的自衛権の濫用の危険性に対し「武力攻撃概念を厳格化した上で、その被害国による宣

言及び援助要請を要件とすることによって、対処しようとしたものと位置づけることができる」といえよう。(※)

動要件を加重・厳格化することによって図ろうとする思考枠組みの延長に本判決は位置づけられる、とみることができよう。 ロカルノ条約、不戦条約、憲章起草過程でも確認された思考枠組み、すなわち集団的自衛権の必要性と危険性との均衡をその発

- 1 米国及び英国がペルシャ湾地域を支援(一九九〇年報告)(いわゆる湾岸危機から湾岸戦争
- ② ロシアがタジキスタンを支援(一九九三年報告)
- 3 ジンバブエ、アンゴラ、ナミビアがコンゴ民主共和国を支援(一九九八年報告)
- (4) 英国、フランス、オーストリアなどが米国を支援(二〇〇一年報告)(いわゆる米国9・11同時多発テロ)
- ⑤ 米国がイラクを支援、シリアで軍事行動 (二〇一四年報告)

ここでは特に①湾岸戦争と④いわゆる米国9・11同時多発テロの事例をとりあげる。

先ず、湾岸戦争での援用事例について(詳細は、**Ⅲ・**4・(1) ⅰ・を参照。

この事例では、安保理がイラクによるクエートに対する武力攻撃を認定し、憲章五一条に基づいて自衛権の確認をしている。

0

まり「武力攻撃の発生が明らかであり、さらには安保理によってそれが認定された場合には、集団的自衛権の行使は集団安全保障

次に、いわゆる米国9・11同時多発テロの事例である。

体制」と矛盾するという側面は表面化しないとされる。

を採択」「同日の安保理は」「決議一三六八号を採択し」「国連憲章に従って固有の個別的及び集団的自衛権を確認した。」「九月二 二〇一一年九月一一日、いわゆる米国同時多発テロが発生した。「翌一二日、国連総会は9・11テロを非難する決議五六/一号

は集団的自衛の固有の権利が確認されている。…その正統性が確認されたといってよいであろう。さらに本件における米国その他 の行使に関連し、同時多発テロ直後に採択された安保理決議(決議一三六八、一三七三)において、二度にわたって個別的ある 八日、安保理は決議第一三七三号を採択」「一〇月七日、米国及び英国は、アフガニスタンへの軍事行動を開始した。」 ⁽⁷³⁾ この事例は、「湾岸戦争のような武力行使容認決議は採択されておらず、…自衛権を根拠とするものであった。こうした自衛権

体制とは対立するものとは認識されていない」とされる。 自衛権に基づいて開始された行動」が国際的な支持を失わなかったと言え、「その限りで当該集団的自衛権の行使と集団安全保障 三、一六二三、一七〇七、一七七六)において、一貫して決議一三六八及び一三七三が確認されたことなどからすれば、「集団的 の自衛権の行使を批判する国家はほとんどない。」。その後の決議(安保理決議一三八六、一四一三、一四四四、一五一〇、一五六

保されると同時に集団安全保障体制を補完する機能を果たしている事実が確認できる。 あるのに対し、「武力攻撃の発生」が明白であり、さらに、それが安保理に認定される場合には、集団的自衛権行使の適法性が確 以上の援用事例からは、「武力攻撃の発生」や被害(被攻撃)国の「要請」が疑わしい場合には、集団的自衛権の濫用が顕著で iii

援用事例の概観から理解できること

自衛権行使について加盟国から安保理に「報告」がなされている事実を看過すべきではないと思われる。

わが国の「憲法」体制における安全保障(二) (城

一六二

されたのは、「報告の欠如は、問題の国家が自衛としての行動であったと自ら確信していたか否かを表す要素の一つとなりえる。」 ニカラグア事件判決において、憲章第五一条の「報告」は国際慣習法上の義務ではないと判示されたにもかかわらず、報告がな

ことを意識しての行動であったといってよいであろう。

- 目衛権行使でない限り国際法上違法と評価を受けうること、逆に言えば」国連憲章の法規範内容が加盟国に一定程度浸透、即ち 上記の援用事例において、加盟国が自国の行動を自衛権として構成しようとする姿勢、安保理や総会の決議等の一連の実行は、

戦争違法化の観念が一般化した」事実を示すものであると理解される。 (で)

6

(個別的・集団的)自衛権を考える視点―国際連合の問題点と思考枠組み―

(1) 国際連合機構の本質については、次のように指摘される。

- た。更に、後者を中核とする安保理による権限行使が妥当であるか、それを法的にチェックする仕組みはない。」世界連邦でも世 他方には「侵略等を行なわないはずの/仮に侵略等を行なっても加罰されない国」という固定された区分に立脚するものであっ 国際連合機構は、「戦勝国による戦後世界管理体制である以上…一方には「侵略を行いそうな/侵略等に加罰されるべき国」、
- 国際連合―集団安全保障体制の問題点として大沼は、次の諸点を挙げる。

界政府でもない、戦後管理機構である。

- 1 点の手当てがない限り参加は難しい。 集団安全保障の担保措置のうち、経済制裁は制裁参加国にとっても打撃となり、とくに経済的基盤の弱い国にとってはその
- 2 際の発動は困難である。 武力制裁は事実上の戦争であり、 制裁参加国にとっても人命の損失、膨大な軍費といった苛酷な犠牲が求められるため、

実

3 国連体制の下で武力行使以外の違法行為や不正な状態を是正する制度が整備されておらず、時代の変化に伴う正当な現状変

革や明白な違反行為是正の要求などが十分実現されない。

- (4) 憲章第六章の紛争の平和的解決と第七章の強制措置しか予定しておらず、多様な紛争の形態にきめ細かく対応できない 戦後の紛争は内戦と国家間紛争が複雑にからみあい、紛争の暴力性も強度のものから軽度のものまで連続線上にあるのに、
- 国連の集団安全保障体制は五大国を代表とする軍事大国への制裁への制裁を考えておらず、本来的に不公平な制度である (8)

ない。」。この点を踏まえた上で、上記②⑤を中心として指摘されたことを敷衍しつつ、大沼は次のように国際法社会の現実を描(&) ば、この「機能不全」は、「本来的限界」である。「それは国際社会における力の偏在という現実そのものであり、受け入れるほか 防ぐ安全弁の機能をもっている」こと、また、これまでその機能を果たしてきていることに留意する必要があろう。さらに言えいく安全弁の機能をもっている」(8) 不全」の一つの理由ではあるが、「少数者となって意に沿わない決定を実施するはめになる主要国が、この機構を離脱する危険を 制の機能不全(「本来の国連軍が組織されない」)の要因とされる主要国(常任理事国)の特権である。「拒否権」は確かに「機能 本稿に直接関連するのは、上記②⑤である。ここで特に⑤の指摘を一言で表せば、「拒否権」である。しばしば集団安全保障体

国の侵略を阻止しようとは考えない。軍事大国の常任理事国でさえ、自国の戦略的・経済的利益にかかわらない紛争には介入しよ 国民を説得することは極めて困難である。…軍事的措置への参加のように自国民の生命価値という重大な価値にかかわる問題の場 うとしない。国家指導者が自国に実質上無関係な第三国への軍事的措置に参加しようとしても、そうした集団安全保障の大義で自 は、すべての加盟国に対する侵害行為として加盟国が共同で制裁(自衛)を行うという体制である。このような理念が確立された 方、「現実の国家は、 国連憲章の集団安全保障は、国際の平和と安全の維持回復のため、武力の行使を一般に禁止し、この禁止に違反する国に対して 当然のことである。大国であれ、 自国の重大な利害がかかわっているか否かを基準として国家が行動の在り方を決めるのは、 自国の重大な利益が侵害されるか、侵害されるおそれが強い場合でなければ、自国民を犠牲にしてまで他 小国であれ、 国家指導者に不可能を求めることはできない。」。 国家が自国民のために存在する

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)

(城

以上は冷静な思考の前提となる事実の認識に繋がる言及である、と理解できる。

ii 国連憲章の理念について

上記言で言及した国際連合の機構の本質とこれを支える国家の現実を踏まえた上で、さらに確認したい

ての武力の行使も、 国連憲章は、武力行使を安保理による集団的措置と加盟各国による自衛の場合に限定している。 「偽善の体系」ではないかとの素朴な疑問を抱くのは至極当然なことである。そのような疑念自体を、 集団的措置と自衛権としての武力の行使も本質は同じであり、 憲章は「武力の行使」を単に言い換えたにすぎ 確かに (国家) 感情論や主観的信念で

の安全を考えれば明白なように、暴力の禁止(処罰)は、それを上回る力(暴力)の必要性を肯定することによって実現するもの しかし、感情論等に依拠して現実に対応することは、他の多くの感情や主観的信念の否定に繋がる危険がある。そもそも、 国内

あるという理由で否定することはできない

いう事実 すなわち、社会の安全を維持するためには、暴力を排除するのではなく、いかに暴力を組織化するかが問題であり重要であると (経験則)を直視することが必要不可欠である。現代国際法、国連憲章は、以上を肯定したうえで構築された法体系であ^(&)

る

性がないよりもはるかに望ましいことといえる。限定的な国際法の役割を「少しでも強化し、高めるのは、 判勢力、 当化できる場合は限定され、その意味で武力行使の決定や拡大を抑止する一因となっていることは否定できない。 力禁止原則は「偽善の体系」の核であった。しかし、この武力禁止原則を根拠として、ある政府の軍事行動に批判的な政 「自衛』という言葉の通常の意味、 大沼は次のように指摘する。戦争違法観に立脚する憲章によって「武力行使にあたり自衛という正当化根拠しか使えない事実… 諸外国政府、 国際組織、NGO、メディア等が、当該政府の恣意的な武力行使を批判する可能性をもつことは、 語感からして」無差別戦争観の支配する規範状況よりも、 実際の武力行使を「自衛」として正 国際法を政府監視の手 確かに憲章の武 その可能 府内の批

いと思われる。 ある。」。このような意味でも、安保理の集団的措置と自衛以外の武力行使の違法化を文書化した国連憲章を過小評価すべきはでな ディアやNGOや企業を通して、そしてなによりも政府と国際組織に影響を与えて、日々実現していくものにほかならないからで 立てとして活用する一人一人の市民の営みである。…国際法とは決して自分の外に『ある』ものではなく、自分がそれを用いてメ

2 憲章制定後から現在に至る国際法社会の安全保障体制の現状―実体としての地域主義

側面に専ら着目し、これをもって勢力均衡時代への逆戻りまたは国連の集団安全保障体制とは理念上矛盾する異質なものと評価す で立場が分かれる。一つは、国連を「世界政府」とみる傾向のある立場(世界主義)である。共同防衛条約(体制)の軍事同盟的 上記を前提として、憲章制定後瞬く間に世界に広がった地域的安全保障体制(共同防衛条約)という現実をどのように捉えるか 集団的自衛権が諸条約の法的根拠となること及び行使要件認定の恣意的傾向を理由にその危険性を強調する。

この立場からは、何故慣習国際法上の要件以外の要件を憲章が規定しているかには着目されないし、また往々にして現行の慣行

に基づく集団的措置に代替する案が示されない。

に繋がる。慣習国際法上の行使要件に加えて憲章がさらなる要件を規定することに、特別の意味を見いだす立場である。 の地域主義を基礎づけ」国連の集団安全保障体制を「実効化せしめる機能を果たして」いるのは他ならぬ自衛権であるとする立場 念を前提として現実の必要性を踏まえた思考こそ求められると考える。いかなる動機・事情によるものであれ「世界の実体として もう一つの立場は、集団安全保障の一般理念の一側面のみに着目し、 危険性を強調することで万事こと足りるわけではない。 理

の軍事力を活用するという意味で肯定し、これを憲章の集団安全保障の理念と整合させるべく思考することが建設的である。 定する国連軍」に依拠して現実を否定的に評価するのではなく、現実に存在している世界に広がった地域的安全保障体制と加盟 そもそも国際連合機構の本質は、そう考える傾向はみられるものの、「世界政府」ではない。組織されたことのない「(80)

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)

(城

一六五

そも、かかる思考法は憲章が当初より想定していたものである。

ならば、容易に承認されよう。現実の国際社会における安全保障体制が「地域主義」に根差していることは、憲章の規範内容・構 この思考・想定の妥当性は、 国連の機関や加盟国の軍事力以外のものが、過去・現在において、実際に存在しないことを考える

(3) 「力」の組織化という視点の重要性

造と矛盾するものではないのである(一五五頁(小括)

参照)。

憲章制定後の国際社会における武力紛争の在り方が、国家間紛争から一国内の紛争である内戦の頻発へと移行し、紛争の主体と

して非国家主体も登場するとともに、国家間及び内戦の複合した紛争まで現出するようになった。

多様な紛争形態に対処するためには、軍事的措置だけではなく、PKO、文民警察、経済援助、人権教育、法制援助などを組み

合わせた「人間の安全保障」の確保・実現の視点から包括的平和を目指すことが強調される。

って、その犠牲を最小にするためには、大幅な軍縮や紛争の平和的解決努力の徹底を同時に進めなければならない。」 しわ寄せされがちである。…集団安全保障といえども、武力や経済力で対象国を強制しようという点に本質的な限界があるのであ なく、場合によっては膨大死傷者を出すことになる。経済制裁の場合であっても、その犠牲は乳幼児や貧困層などの社会的弱者に 確かに次のような指摘は妥当である。「湾岸戦争で明らかになったように、軍事的な強制措置といっても実態は戦争と変わりは

の主要な課題となっている」と強調する論者によっても、武力を用いる必要性が否定されているわけではないことに注意が必要で 同様の認識に立ちつつ、さらに「国々の安全だけでなく、人々の安全をいかに保障するかが、現代の国連安全保障体制

障」の多くの場合においても、その目的実現のためには武力による担保が必要となる。近時展開されている強化されたPKOにつ PKOにしても軍事的強制行動と「兵力を動員するという意味で軍事的である点だけは共通しているのであり」「人間の安全保(%)

には、アフリカで展開された文民保護を目的とする一五件のPKOのうち一二件に「すべての必要な措置(憲章第七章)」が授権 いても憲章第七章の下で武力の行使を示唆する「すべての必要な措置」が授権されるようになっていることが指摘される。具体的(33)

自衛権もしくは自衛権承認型の多国籍軍方式による強制措置が必要とされる」のである。 (s) もっとも強化されたPKOといっても限界があり、国家間の武力紛争には対応できないのであり、「その場合には、依然として

る事実である。この視点は、これまでの憲法学説には欠けていたようにみえる 以上の実例から明らかなのは、軍事的・非軍事的措置を問わず「いかに力を組織化するか」との視点が重要となるという厳然た

(4) 自衛権を考える際の思考枠組み―日本の向かうべき方向とは

制の理念とを整合させる思考態度が必要となろう。 ロカルノ条約、不戦条約そして憲章起草過程からニカラグア判決に引き継がれてきた思考枠組み、すなわち、集団的自衛権の必 "力の組織化」の視点が重要となるならば、地域的安全保障体制・加盟国の軍事力による集団的自衛権の行使と集団安全保障体

要性と危険性(武力紛争を誘発・拡大し、発動要件の認定が恣意に流れる危険性)の均衡を、発動要件を厳格化することによっ

次のような問題意識も、本稿の立場と軌を一にするものである。 図るという思考枠組みを精緻化することが求められよう。(%)

するほど、それは国際法が利己的政策の単なる手段として利用される途を開くことになるであろう。」。この点、確かに組織構成を 国連機関との連携であろう。「ただもし、国際法の内実への正当性の判断が停止され、形式的『合法性』への崇拝が一般化すれば その判断をどのように下すか」という問題意識である。つまり求められることになるのは、各加盟国の主体的な対応と安保理等の 「本来的な『公的措置』が欠如するなかで、公的性格の『私的措置』をいかに活用し、いかに『私的措置』の濫用を制限するか、

一六七

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城

考慮した現実の安全保障理事会の問題点に留意しておくことが必要であろう。

「日本では、「国連中心主義」名の下にしばしば国連の客観性が前提視されるが、とりわけ安全保障理事会については留意が必要

である。その意思決定が公正さを欠くことはしばしば指摘される」からである。(9)

この安保理の問題点は、次の総会文書の記述に端的に表されているといえよう。

て一貫性を欠き、説得力がなく、また国家と人の安全保障の現実の必要性に十分答えるものではなかった。」(Բ 「加盟国が安保理を回避しようとする理由の一つは、安保理の意思決定の質と客観性の欠如にある。安保理の決定は、往々にし

はいっそう明白である。」。この現実を承認したうえで、さらにこれを補う視点も必要であろう。上記同文書は続ける。 事国との関係では、武力禁止の原則そのものを空洞化させる危険を内包しているのである。この危険性は、集団的自衛権の場合に ているから、常任理事国やそれに支持された国による自衛権行使の主張が否認されることはない。常任理事国は、安保理事会によ る措置の決定を阻止することによって、自衛名目での武力行使をいつまでも継続することも可能である。自衛権の承認は、常任理 している。しかし、この安全保障理事会による審査は、常に有効に働くわけではない。安保理事会では常任理事国が拒否権を持っ しなければならない』と定めて、自衛権の行使という当事国の主張が安全保障理事会によって事後的に審査されることを明らかに 条は、自衛権は『安全保障理事会が…必要な措置をとるまでの間』に限定して認められ、…さらに、『…安全保障理事会に報告 かかる認識を共有する自衛権一般を否定的に評価する立場からの次の指摘は、妥当であるといえよう。すなわち、「国連憲章五

が充たされるべきものである。」と抽象的にはいえそうである。 そうだとすると、向かうべき方向は、「平和共存の行為基準として国際法は尊重されるべきであり、ますますその方向での内実

ここで、集団的自衛権に焦点を戻したい。

「その解決は、

安保理を無力化しその重要性を低減させることにではなく、安保理を改革することの中から成功裡に行われるこ

草者達もこの危険性を認識し、 確かに、集団的自衛権は集団安全保障体制を補完する機能を果たす。しかし、その行使要件の第一次的認定権は各加盟国にあ その後に安保理による判断が示されないだけでなく、「必要な措置」もとられないことが往々にしてある。これらを考慮する 常に濫用の危険性があることは否定できない。そうであるからこそ、ロカルノ条約、不戦条約、憲章起草過程における起 集団的自衛権の必要性と危険性の矛盾・対立の止揚、 つまり必要性と危険性の均衡を図るべく腐心

特に「武力攻撃の発生」等の要件をいかに認定するかが重要である。

したのであった

を実現するという観点から求められるということであろう。」。 いるかを見きわめ、集団的自衛権を行使するか否かを判断することこそが、集団的自衛権を集団安全保障と調和させ、国際公秩序 合には「それに依拠することができるが、そうした認定がなされない場合には、援助要請の正当性に加え真に武力攻撃が発生して 集団的自衛権の実際の援用事例にも示されていたように、安保理によって「武力攻撃の発生」が認定されることはある。その場

的には支持されていることが分かる。 このような立場は、 自衛権一般の危険性を強調し特に集団的自衛権が集団安全保障体制と矛盾対立するとみる見解からも、

以下の傍線部に着目したい。

などが国連の厳格な統制のもとに置かれる必要がある。」 れているが、このような方法は国連憲章の規定や集団安全保障の理念に反するおそれがある。 ること自体は許されないわけではないとしても、それが国際社会の共同行動であると言うためには、 |武力の行使が必要な場合には、一部の国連加盟国に『必要なあらゆる措置』を授権するという方法(「多国籍軍」方式)がとら かりに武力の行使を加盟国に授権す 武力行使の規模や期間、

所の判決のみならず国際法社会の承認するところであるので、これ以上の言及は不要であるが、傍線部については、本稿の立場と この記述の前半については、 既述の通り、「授権方式」は慣行として確立し、憲章理念・規定に沿うものであることは司法裁判

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)

(城

一六九

その思考の枠組みの方向性において異なるものではないと思われる。

資するものとして機能しているかについても、不断に見直す視点」が求められるべきと考えるからである。(⑮) 集団安全保障体制や安保理等の機関の現実を踏まえつつも、 加盟国は主体的に、 安保理等が憲章の理念の具体的 「形成・発展に

正当なものであるかについて、各国が精査した上で各々の行動を決定することが求められよう。安保理の決定に盲従することが常 的自衛権の行使が望ましい場合すら考えられよう。他方で、そうした認定がなされた場合であっても、その意思決定が真に公正で ものの存在というよりも、その識別の仕組みの成熟である。」。この仕組みには安全保障理事会の関与の仕方の問題も含まれてい(呵) れないため、誰が公の権力であるか否かの識別は困難である。「国際法に『欠けている』とされてきたのは、社会の力となるべき ようその内外で働きかけていくことであろう。」。 本稿もこのように考える に国際公秩序の実現に資するとは限らないのである。より重要なことは、その実現を目指し、安保理の意思決定が公正になされる さらに、次の指摘も重要である。すなわち、国際社会では、 とみることができる。「この点を考慮するならば、一方では、武力攻撃の発生が安保理によって認定されない場合でも、 国内社会とは異なり、法の制定権を含めて権力が公的機関に集中さ 集団

的立場をとりつつ集団安全保障を肯定するこの論者の指摘は、 加盟国によって形成されるわけだから、 れらの課題を実現する「カギ」として「主権国家の決定的な役割」を挙げる。「つまり、国連の意思とはその意思決定に参加する 監視すなわち安保理の活動に対する総会の政治的統制や国際司法裁判所の司法的統制を具体策・課題として提示する。そして、こ ない以上、その改善の方策を考えるほかに道はないとして、「集団安全保障、紛争の平和的解決及び軍縮の『三位一体』による平 他方、集団的自衛権に否定的な立場をとる上記の論者も、集団安全保障に代わるより優れた安全保障の方式は現実的に提示でき 国際紛争の発生自体の防止、 国連を変えるためには加盟国を変えなければならない」と指摘する。 紛争原因自体の除去とともに、安保理の構成の民主化・活動の透明化による国際社会の 集団安全保障を現実に即して機能させようと意図する点で、以上言 集団的自衛権に否定

及した本稿の立場と本質において異なるところはないものと理解できよう。

の実行の積み重ねにより、同権利行使の危険性を低減させる「ルールが結晶化する」ものと思われる。(m) 機能を代替するという自覚の下に、 現実とその帰結について我が国には十分な経験がある。その上で、自衛権の行使に際しては、 定し、いかにすれば整合的に行動できるかを具体的に検討すべきであり、 安保理の意思決定が公正になされるようにとの働きかけ、つまり国際社会・加盟国による監視、総会による政治的統制は、 国際法を遵守しつつも、国際法が遵守されない現実を冷徹に見据えることの必要性を意味する。 主体的に同体制との整合性を図ることが憲章の理念により求められている。 同様の対応を加盟各国に対して求めるべきであろう。 加盟国が国連の集団安全保障体制 国際法が遵守されな 自衛権の行使を想

集団安全保障と自衛権の関係について、その整合性を図るという思考枠組みが重要であることが明らかになった。

整理すれば、次のようになる。

されない場合)を想定しその担保として個別的・集団的自衛権が憲章第七章に規定された。自衛権行使の第一次的判断権は加盟 集団安全保障体制が十全に機能しない場合(安保理が決定し加盟国によって組織された「国連軍」が実施する集団的措置が発動 自衛権が濫用されれば、武力不行使原則(第二条四項) が無効化することとなる。

憲章第四三条の協定による「本来の国連軍」が組織されない状況では集団安全保障が機能不全となるため、 かかる体制と表裏

したがって、この武力不行使原則を実効化すべく集団安全保障の機能を補完(代替) しうる自衛権(あるいは加盟国の武力)

体の武力不行使原則は実効性を失うに至る。

保障条約)を矛盾する関係とみるよりも、 社会の実行についての評価は分かれる。 置をいかに活用し、さらに濫用等の危険性をどうすれば縮減することができるかを問題とすることが合理的である。 よる措置の必要性を認めざるをえない。このように集団安全保障を機能させるために、 は形成・踏襲されているとみることのほうが現実的であり建設的な議論に繋がるといえる。憲章第七章に第五一条が規定され しかし、以上のように整理すれば、 後者が前者を補完(代替)する関係にあることを前提として国際法社会の慣行 集団安全保障と自衛権 自衛権(あるいは加盟国の武力) (自衛権に基づく地域的な安全

わが国の「憲法」

体制における安全保障

(城

ていることから、このように理解することが合理的かつ妥当であろう。

№ 我が国の安全保障に関する基本法

1 日本国憲法典前文と第九条─国連憲章との関係

国連憲章の定める安全保障の方式を日本国憲法典の前文(以下、前文とする)は採用する。憲章第二条四項 (武力不行使原則

と同一の法規範内容を第九条は含意する。

憲章第五一条(自衛権)に相当する条文(法規範)は憲法典には存在しない。

(自衛権の行使方法に関する法規範は、実質的意味の憲法を構成する憲法典以外の国際・国内法に規定されている。この点は後

述する。

(1) 国連憲章との整合関係―共通性と相互補完性

共通性①憲章の定める安全保障の方式と憲法典前文が想定する我が国の安全保障の方式

憲章の定めるところは、国際の平和及び安全の維持のために加盟国の個別的な武力行使を一般的に禁じるとともに同目的達成に

置・行動によって補完・代替されることを想定する安全保障の方式(憲章第七章)である。

必要な武力行使を含む集団的措置を安保理の決定に基づき加盟国が行なう。さらにこの集団的措置は、

加盟国の自衛権に基づく措

憲法典の想定する安全保障の方式は、上記国際連合憲章の定める安全保障の方式を採用したものと解される。

日本国憲法の制定過程と立法者意思

制定の過程において、我が国と連合国は依然として戦争状態にあった。

公開扱いとされていた議事録等から、統制・監視の状況を垣間見ることができる。例えば、昭和二一年一〇月一日貴族院憲法改正 会)からの統制と監視の下に置かれたことは当然の成り行きであった。かかる事情は良く知られるところである。長年にわたり非(即) 戦勝国である連合国側にあったのであるから、憲法草案起草過程から憲法制定会議に至るまでが連合国側 ポツダム宣言により我が国の憲法改正を「強要」「命令」するか「日本国民の自発性」に係らしめる形で行わせるかの決定権は (総司令部や極東委員

案特別委員会小委員会での宮澤俊義の発言がその事実を一例である。 (型)

総司令部から現行六六条二項を追加せよとの指示を受けての議論である。

トナル。 〇子爵織田信恒君 スルト六十六條二項トシテ「内閣総理大臣その他の國務大臣は文民でなければならない。」ヲ追加スルコト

総理ノ場合ハ國會ガ認定シ國務大臣ノ場合ハ總理ガ認定スルコトトナラウカラ支障ハナイノデハナイカ。 ○下條康麿君 衆議院トシテモGHQカラ申ガ、「文民」トスレバ斯ル者ハ含マレナイコトトナルベク、又「文民」ナリヤ否ヤハ

略)

憲法デアルト云フ事實ヲ傷ツケルコトニナル。ソコデ斯ル不必要ナ規定插入ノ要求ヲ貴族院トシテハ拒ンデ宜イデハナイカ。 シテ問題ニナラナケレバナラナイモノト思フ。スルト貴族院ガ外部ノ要求ニ依ッテ修正シタコトニナルト、之ガ自由ニ審議サレタ ○高木八尺君 此ノ問題ヲ扱フニ付テハ、最後ノ段階ニ至ッテ突如トシテ斯ル修正ガ憲法ニ何故入ッタカハ、一般ノ公然ノ秘密ト

吾々ノ本意ハ此ノ憲法ヲ初メカラ全部オ斷リシタイ所デアルガ、 ソレハトテモ出來ルコトデハナイ。

之ヲ拒ムコトニ依ッテ國家ガ大キナ損害ヲ來スヨリモ、此処デ之ヲ吞ンダ方ガ宜クハナイカ。

○子爵織田信恒君

○高木八尺君 之が國際的ニサウ大キナ問題トナル筈ハナイ。又之ヲ拒ムコトニ依ッテサウ国家ニ戴シテ大キナ損害ヲ來タスコト

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城)

般二知

○宮澤俊義君 高木君ノ意見ハー應御尤ダガ、憲法全體ガ自發的二出來テ居ルモノデナイ、 指令サレテ居ル事實ハヤガテー

略

レルコトト思フ。重大ナコトヲ失ッタ後デ此處デ頑張ッタ所デサウ得ル所ハナク、多少トモ自主性ヲ以テヤッタト云フ自己僞瞞ニ

スギナイカラ織田子爵ニ大體贊成。」(強調及び傍線は筆者

の立場との関係を取り違えた見解は、「戦争」概念の誤解に一因があるように思われる。(話) わが国の国政について最高の意思決定権を有する連合国側(連合国最高司令官、 義的なものとして考慮すべきであり、我が国側の見解は一つの理解を示すものとして把握されるべきである。連合国側と我が国 それ故に、立法者意思としては当時の法状況(戦争状態) においては当然のことながら、 同総司令部 戦勝国・占領する側の意思すなわち、 (民政局)、極東委員会) の見解を第

制定過程(日本の安全保障の方式に直接関わる文書でみる制定の過程)

マッカーサー・ノート(一九四六[昭和二一]年二月三日あるいは四日頃)(ほ)

れた三つの基本的な点」を示したものがマッカーサー・ノートと呼ばれる文書である。実質的に「ノート」ではないことは明らか 当時「極秘(TOP SECRET)」とされ、「最高司令官から憲法改正の『必須要件として示された三つの基本的な点』として示さ

対する報告書 この文書は当時日本側には全く知らされていなかった。これが公表されたのは昭和二五年(一九五〇)に総司令部の米国政府に 『日本の政治的再編成』が公刊されてからである。マッカーサーは、これに基づき憲法草案の作成を連合国最高司令(旦)

特に本稿との関連で重要なのは、ノートにおける次の指示(二項)である。

(GHQ) のホイットニー民生局長に命じた。

官総司令部

["War was a sovereign right of the nation is abolished

Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security

It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection."

日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。

日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。」

国権の発動たる戦争は、廃止する。

マッカーサー草案(一九四六年二月一三日)において、「今や世界を動かしつつある」は前文に移され、次のようになった。

我等の安全及生存を維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ正義ト信頼ニ信センコトニ意ヲ固メタリ」 「我等ハ永世ニ亘リ平和ヲ希求シ且ツ今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル人間関係支配ノ高貴ナル理念ヲ満全ニ自覚シテ、

しく理解されないことにもなった。」とみる。つまり「マッカーサー・ノートにおける『今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル』理想と いう前文になった。この点を、佐藤功は「今ヤ…」の部分の削除によって「平和を愛する諸国民…」の「本来の意味が失われ、 その後の過程で「今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル」の部分が削除され現行の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」と

正

は、国際連合に信頼すること、要するに国際連合による安全保障(集団安全保障)という方式に依存することであった、とする 際連合の理念と目的とに結集しつつあった当時の全世界の国民を指すものであった。」言い換えれば、「公正と信義に信頼して」と いうのは、…現に立ち現れつつあったところの理念として考えられていた」。つまり、「『平和を愛する諸国民』というのも、…国

憲法典前文の「平和を愛する諸国民」とは「国連憲章四条にいう国連加盟国の資格である。」ことが指摘される。

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城

七五

という方式を意味すると理解されていたとみてよいであろう。着目すべきは、本稿の冒頭で示したように、宮澤によってわが国(エヒ) 他方、わが国側においても、以上の議論を概ね肯定していたとされることから、当時から、前文は国際連合による集団安全保障(以)

安全保障の方式が明快に示されていることである。

いるのかについて明確に示されてはいない。これらの点が宮澤等と比較した場合に際立って特徴的であるといえよう。 りでなく、憲章と憲法典前文(及び第九条)との関係についても言及されず、また、わが国がいかなる安全保障の方式を採用して 他方、その後公にされた注釈書や論稿においては、国連憲章、平和条約並びに日本国憲法典との関連性について言及がないばか(宮) (宮)

伊達判決の骨子は次の通り。

砂川判決―伊達判決と最高裁判決の評価

- 7 第九条により、自衛権は否定されないが、侵略はもちろん自衛のための戦争及び戦力の保持も禁じられる。
- 1 憲法は、国際連合の安保理等の執る軍事的安全措置を最低限としてわが国の安全と生存を維持するとの決意に基づく
- <u>ウ</u> 国連機関の勧告・命令に基づくわが国防衛のための外国軍隊の駐留であれば、「戦力」に該当しないかもしれない。しか わが国政府が施設、 区域の提供などの協力を条件として自国防衛のために外国(米国)の駐留を許容すること(は、 わ

が国政府の行為であり)、九条二項が保持を禁じる「戦力」に該当する。(強調及び傍線は筆者)

最高裁は、伊達判決の立場を否定し次のように判示した。 ^(図)

憲法九条…により、

信頼することによって補い、もってわれらの安全と生存を確保しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいう 無抵抗を定めたものではないのである。…防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛する諸国民の公正と信義に 国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持 わが国が主権国としてもつ固有の自衛権はなんら否定されたものではなく、わが国の平和主義は決して無

するための安全保障であれば、その目的を達成するにふさわしい方式又は手段である限り、 られるものを選ぶことができることはもとよりであって、 憲法九条は、 わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障 国際情勢の実情に即応して適当と認め

を求めることを、何ら禁ずるものではないのである

分の関係にある条約である 体の戦力を指し、 安全保障条約に基くものである関係上、結局右条約の内容が憲法の前記条章に反するかどうかの判断が前提とならざるを得ない。 しかるに、 右のような憲法九条の趣旨に即して同条二項の法意を考えてみるに、 アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条、 右安全保障条約は、 外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。 日本国との平和条約 九八条二項および前文の趣旨に反するかどうか…の判断には、 (昭和二七年四月二八日条約五号)と同日に締結せられた、これと密接不可 同条項において戦力の不保持を規定したのは、 右駐留が本件日米 …わが国

数次に亘る交渉の末、 を確保するに必要な事項を定めるにあることは明瞭である。 個別的および集団的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基き、 和条約がわが国に主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、 効時において、 数箇国の多数国家がこれに賛成調印している。そして、右安全保障条約の目的とするところは、その前文によれば、 リカ合衆国軍隊の駐留に関して、 つて、日本国の領域における外国軍隊の駐留を認めており、本件安全保障条約は、 すなわち、平和条約六条(a) わが国はアメリカ合衆国がわが国内およびその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、 わが国固有の自衛権を行使する有効な手段を持たない実状に鑑み、 わが国の重大政策として適式に締結し、 日米間に締結せられた条約であり、 項但書には「…外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。」とあ …また、その成立に当つては、 その後、 平和条約の右条項は、当時の国際連合加盟国六〇箇国中四 それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院に わが国の防衛のための暫定措置として、 無責任な軍国主義の危険に対処する必要上、 右規定によつて認められた外国軍隊であるアメ 時の内閣は憲法の条章に基き、 国際連合憲章がすべての国 わが国の安全と防 平和条約の発 武力攻撃を 米国 平 が

わが国の

「憲法」

体制における安全保障(二)

(城

おいて慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

その駐留を許容したのは、 の平和と安全の維持に寄与し、…外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することとなつており、 駐留軍隊は…前述のような同条約の前文に示された趣旨において駐留するものであり、同条約一条の示すように極東における国際 ないことが窺えるのである。 …進んで本件アメリカ合衆国軍隊の駐留に関する安全保障条約およびその三条に基く行政協定の規定の示すところをみると、 専らわが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないようにすることに存し、わが国が わが国の防衛力の不足を、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外なら

章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。」(強調及び傍線は筆者 果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法九条、 九八条二項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条

両判決の評価

いうに他ならない。 国際法学の知見に基づいて換言すれば、外国軍隊の駐留の要請と承認をなす行為自体が「消極的な」集団的自衛権の行使であると 施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があってはじめて可能になる」「わが国の行為」である、と両判決は認める。これを 及びその附近に軍隊を配備する権利を許容する」ことは、「他国に安全保障を求めること」であり、「わが国の要請とそれに対する 先ず看過すべきでないのは、両判決が次の点を端的に認めていることである。すなわち、わが国が防衛目的で外国に「わが国内

できよう。 少なくとも最高裁判決 (以下、最高裁とする。)は、集団的自衛権の「消極的」行使と憲法典との整合性を肯定したものと理解

次に、 両判決は憲法典が国連の安全保障方式を採用していると理解する点で共通する、と一応は言えよう。 しかし、 伊達判決

とを明示し、 駐留させる行為が国連憲章第五一条の 来想定する国連軍」による方式であると理解してとみられるところ、 している点で異なる。この点には留意する必要がある。なぜなら、 地裁とする。) 集団安全保障体制が自衛権 は憲法典前文と第九条のみを引用しているのに対して、最高裁はそれらの条項に加えて第九八条二項を引用 (集団的) (特に集団的自衛権) 自衛権に基づく行為 0) (消極的にせよ)行使を排斥するものとは理解していないからで 両判決は国連の安全保障の方式 最高裁は、 (同自衛権の行使) 地裁とは異なり、 として憲法典によって許容されているこ わが国が自国内に合衆国軍隊を (集団安全保障)

ある。

るところを含め肯定的に評価し得るものであり、この点で国際法と国内法とを専ら対置する地裁とは一線を画すると言えよう。 のないものとして理解しようとしていたとみることができる。かかる国際協調主義 八条二項及び前文の趣旨に適合」すると判示した。これは、日米安保条約とサンフランシスコ平和条約との 愛する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外ならない…。 持し、再び戦争の惨禍がおこらないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、 する法規範として理解しようとはしなかった。他方、最高裁は、安保条約の「目的は、専らわが国を含めた極東の平和と安全を維 必要な基地を提供…等…国際法上の義務を負担することは当然である」とすることで図ったものの、 地裁は、 両者の整合的な解釈を試みた最高裁の姿勢は、 国際法である日米安保条約と国内法(憲法典)を対置し、 同条約と第九条を、換言すれば、 条約と憲法典という形式で表明された国家の二つの意思を、 国連憲章の集団安全保障と(集団的) 両者の調整を「合衆国に対してその軍隊を駐留させ、 かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、 (第九八条二項) と国民主権主義の調整を重視 自衛権が相互補完の関係にあると理解 わが国の防衛力の不足を、 同条約と憲法典を法的に整合 「密接不可分の関係」 できうる限り矛盾 憲法九条、 平和を 九

達判決を支持する佐藤功の理解は、 「憲章が想定する本来の国連軍」による措置を国連の安全保障の方式 (集団安全保障体制

わが国の安全保障を考える上極めて重要な事柄である。

.連の安全保障の方式の意味をどう理解するかは、

が国の

「憲法」

体制における安全保障

(城

七九

国連の集団安全保障の一般的説明と自衛権 のなかにふくまれた異質的部分」となる。現時点でも多くの憲法学者を含む論者に共有されている一九六〇年代の佐藤の理解は、(⑵ てはいるが、それは特定の国即ち仮想敵に対するものである点で本来の集団安全保障体制とは性質を異にする。 とする。佐藤によれば、それ以外の方式、自衛権や自衛権に基づく相互援助条約(共同防衛条約)は、憲章自身によって認められ (共同防衛条約)が矛盾・対立するとの理念のレベルに限定されて示されている。 (ほ) ゆえに「憲章自身

になることだからである。(国) いうことは、地域的な集団安全保障取極め(共同防衛条約)の中心国あるいは組織そのものが、 はなく、 が有効に機能するためには、加盟国の力による協力が必要である。違法を制するための、違法を上回る力は加盟諸国の単独行為で 憲章自体が想定している権利及び措置である。そもそも国際連合の兵力とは加盟国の兵力を想定しているのであり、 づく共同防衛条約は、 説明することができず妥当でないことは、本稿が示した通りである。すなわち、法規範の観点から言えば、 かかる理解が現代国際法社会における国連の武力行使を含む集団的措置に関する憲章の明文規定ないし国連 地域諸国との連携によって最も強力になる。かかる事実の観点から言えば、国連の集団安全保障体制が有効に機能すると 国連の集団安全保障体制と矛盾・対立する契機は含みながらも、 この体制を補完(代替)するものとして、 国連の授権の下に行動できるよう 自衛権及び自衛権に基 (加盟国)の実行を 集団安全保障

国際連合機構の本質からの (国連憲章と憲法典の規範内容の共通性という) 帰結

既に確認したように、 国際連合は、世界連邦でも世界政府でもなく、 本質において「戦勝国による戦後世界管理」機構である。

勿論このような指摘は、 国連が普遍的な性質を具備してきている事実を否定するものではない。

地を認める明文の法的根拠を定めたものである。 条一項末段・第一〇七条 国連の本質が戦勝国・連合国側の戦後管理機構であるとの厳然たる事実は、 (旧敵国条項) に端的に示されている。「旧敵国条項」は、 国連憲章の明文規定、 連合国側に憲章の制約から自由に行動する余 第二七条 (拒否権)

高野は指摘する。 日本もドイツも国交を回復し国連にも加入した。「こうしてこの条項は法的にはほとんど意味を失った。 ただ

に連合国の同盟が発展した国連が、集団保障機構の一面において有する同盟的性格の名残である。」と(傍線は筆者)。大谷良雄に 合理的理由を見出し難いからである。半世紀以上改正されずに現規定が残っているという厳然たる事実は否定できない 条項は安保理の統制や自衛権の要件の制約を受けず行動する余地を認めるものである以上、かかる特権を行使し得る側が放棄する 条項が適用されないという解釈は保証されないとの高野の見解から妥当性が失われるものではないと思われる。何故なら、 講和あるいは国連加入によりこれらの規定の適用はなくなるというこの解釈は保証されていない。国際連盟とちがい、 旧敵国条項については「実質的に死文化した規定」とみるのが「どちらかといえば一般的な見解」とされる。しかし、 旧敵国 同

在の日米「安全保障体制を破棄して独自の核武装などを唱える政権が万が一登場するような場合には、憲章第五三条一項後段の適 の決議は採択されておらず、この決議は同条項削除に関する一時的な意思表明にとどまるものと看做されていることを指摘し、 この点、大谷は、一九九五年一二月一一日の国連総会決議が同条項を削除するための憲章改正に言及する。そして、その後同様 現実味を帯びてこないとは言い切れない。」とする。(※) (※) 現

られない。戦後管理の行動基準となる国連憲章とわが国の憲法典の規範内容を同一のものにしようとすることは理の当然であり極 と整合しないような旧敵国である敗戦国の統治に関する基本法の制定が、しかも戦争状態(占領期)にあって許容されるとは考え めて合理的な施策であると理解できるのである(サンフランシスコ平和条約及び日米安全保障条約を参照。)。 一敵国条項について本稿は評価する立場にはない。いずれにせよ、そもそもかかる国際連合機構の本質論からすれば、その本質

これは憲法典前文や第九条のみならず、自衛権の行使方法(態様)に関する法規範内容についても異なるところがないと解され

る

共通性②第二条四項と第九条は、 論拠は後述する 共に自衛権に言及することなく、武力不行使原則を規定する。すなわち、 両者は同

わが国の「憲法」体制における安全保障

(城

憲章第五一条(自衛権)に相当する条文(法規範)は憲法典には存在しない。

自衛権の行使方法に関する法規範は、実質的意味の憲法を構成する憲法典以外の国際・国内法に規定されている。

国連憲章と日本国憲法典の相互補完性

徹底した原則を支える根強い、国民的基盤を為すものである…」とし、国連憲章の集団安全保障を「核時代遅れの軍事力依存(五(三) 争を集約的」な経験、即ち「戦争三大体験は、一切の戦争放棄と軍備撤廃による『平和的生存権』の確保という、平和憲法独自 大安保理常任理事国の協調による)」「構想」であると規定して、日本国憲法「の徹底した原則」の普遍性と独自性を専ら強調す 互補完性を過小評価する傾向は、 憲章と憲法典の相互補完性も、 端的に言えば、共通性と同じく国連機構の本質論からの帰結である。この点、 いわゆる「護憲派」論者に見られるようである。例えば、日本国民の「軍国主義と近代・現代戦 両者の共通性と相

ものと考えている。『護憲派』はあまりにこの当たり前の事実を軽視している。」と。(単) の議論にも危惧の念を持つ。日本国憲法は二〇〇近い国々の憲法のひとつにすぎない。各国は大なり小なり自国の憲法を意義ある これに対しては、次のような批判がなされる。「憲法の『不磨の大典』視、 日本特殊性論につながりかねないこうした

さらに、国連機構の本質論とも関連する指摘を紹介しておく。

なく、むしろ『時代迎合』である。」。 開いたばかりのところで提案・検討された日本国憲法が、国連憲章と同じ文言を使っていることの与える印象は、『意外性』では 特に憲法九条が諸国の憲法の中で「めずらしい」ものではないことを指摘した上で、「ときあたかも、 国際連合が最初の会合を

さて、憲章と憲法典の相互依存性に戻ることとする。

憲章の集団安全保障は、憲章違反に対してそれを上回る力を用いて対処する体制である。

したがって、加盟国の武力行使の範囲が限定されるのであれば、いずれかの加盟国によってなされうる憲章違反行為という違法

な力も限定されうることになる

要するに、加盟諸国の武力行使の対象範囲の縮減(憲章制定時には軍縮の観念は明確化されていなかった)が集団安全保障体制を 違法な力は限定的であればあるほど、弱ければ弱いほどそれを上回る力は少なくて済み、その対処の実効性が増すこととなる。

強化することに繋がっているのである。この観点からすれば、憲法典が前文で集団安全保障体制を承認し第九条で武力の行使範囲 を限定していることは、集団安全保障を補完するという重要な意味を有することが理解できる。すなわち、第九条と国連憲章は 戦争違法化の巨大な歴史的潮流の一環をなす同時代的作品と考えるべきもので、両者は各々それなしには安定的な平和が維持し

がたい二つの条件を強固にする形で二〇世紀の戦争違法化の流れを推し進める車の両輪」であるといえよう。 (空)

る。 また、 以上の憲章と憲法典の共通性・相互依存性は、憲法典第九八条二項の国際協調主義の観点からも根拠づけられると解す

- (1) 筒井若水『国連体制と自衛権』(東京大学出版会、一九九二年)一三〇頁。「その行為は、排除に必要な限り、 罰の範囲まで踏み込んで行われても、よいものとなろう。」 あるいは、 加害者に対する処
- $\widehat{2}$ 高野雄一『集団安保と自衛権(高野雄一論文集2)』(東信堂、一九六五年(初出)/一九九九年)二四二頁
- 3 齋藤洋「第三章 現代国際法と憲法第九条の解釈」『戦後日本の課題と検討』(虹有社、二〇〇九年)七一―七三頁
- (4) 筒井若水『違法の戦争、合法の戦争』(朝日新聞社、二○○五年)一八五—一八六頁
- 浅田正彦『国際法〔第2版〕』(東信堂、二〇一三年) 四二九頁

5

- 7 6 下中奈都子・桶山千冬「集団的自衛権の援用事例」『レファレンス』(二〇一五年三月)三六―三七頁 以上については、浅田・前掲注(5)書
- 8) 高野・前掲注(2)書『集団安保と自衛権』八九頁

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)

- (9) 松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』(日本評論社、一九九三年)六九―九三頁。
- 10 森肇志「国際法における集団的自衛権の位置」『ジュリスト』No. 1343(二〇〇七年)二二頁
- $\widehat{11}$ 大沼保昭「『平和憲法』と集団安全保障(二・完)」『国際法外交雑誌』九二巻二号(一九九三年)五九頁。
- (12) 筒井・前掲注(4)書『違法の戦争、合法の戦争』一〇二頁。
- (1) 筒井・前掲注(1)書『国連体制と自衛権』一三四―一三五頁。
- (4) 森·前揭注(10)論文、二五頁注(48)。
- (15) 森·前掲論文。
- 16 森肇志「集団的自衛権の誕生」『国際法外交雑誌』一〇二巻一号(二〇〇三年)一〇七―一〇八頁。
- (17) 森・前掲論文「集団的自衛権の誕生」九二頁。
- (1) 筒井・前掲注(4)書『違法の戦争、合法の戦争』一八五―一八六頁。
- (1) 下中奈都子・桶山千冬・前掲注(6)論文「集団的自衛権の援用事例」四八頁。
- (2) 浅田・前掲注(5)書『国際法〔第2版〕』四一九頁。
- $\widehat{21}$ 大沼保昭「『平和憲法』と集団安全保障(一)」『国際法外交雑誌』 九二卷一号(一九九三年)六—七頁
- (22) 大沼保昭『国際法』(東信堂、二〇〇八年)五五五―五五六頁。
- (23) 筒井・前掲注(4)書『違法の戦争、合法の戦争』一八七頁。
- 行為ではあるが、純粋に個別利益追求の行為でなく、違法な武力行使と戦い、国際法秩序を守るという公共的意味をも副次的に有している。」 次の記述は、大沼が筒井のいう「社会的機能」を承認していることを示すものと理解される。「自衛権の行使は、むろん自己の利益を守る
- (25) 掛江朋子『武力不行使原則の射程』(国際書院、二〇一二年)一〇八―一〇九頁。大沼保昭「護憲的改憲論」『ジュリスト』No. 1260(2004.1.1-15)一五四頁。
- 26 森肇志「国際の平和および安全の維持」小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法 第2版』(有斐閣、二〇一三年)四八二頁
- (27) 最上敏樹『国際機構論 第2版』(東京大学出版会、二〇〇六年)九八頁。
- (2) 浅田・前掲注(5)書『国際法〔第2版〕』(東信堂、二〇一三年)四二九頁。
- 29 酒井啓亘他『国際法』 (有斐閣、二〇一一年)五二五頁。下中奈都子・桶山千冬・前掲注(6)論文「集団的自衛権の援用事例」四八頁、
- 掛江朋子「国連憲章第五一条における自衛権と安保理による「必要な措置」との関係」『村瀬信也先生古希記念 国際法学の諸相』(二〇一
- 版』(弘文堂、二〇一一年)二五九頁。また、「慣行」とはいわないまでも、「本来の国連軍に近い」ものとして肯定的にみる栗林忠男『現代 その他肯定的な見解としては、授権方式が採用される「傾向」は肯定しつつも、安保理の統制欠如を指摘する島田征夫『国際法 全訂補正

国際法』(慶応義塾大学出版会、一九九九年)五一四頁、がある。

- 31 自衛権が集団安全保障体制を補完・代替する社会的機能を果たすことを肯定するものとして、森・前掲注(16)論文「集団的自衛権の誕生」一 以上の他、酒井・前掲注(29)書『国際法』五三八―五三九頁。筒井と同じく憲章七章に第五一条が位置づけられていることを根拠として、
- 〇六―一〇七頁。小松一郎『実践国際法(第2版)』(信山社、二〇一五年)四一一頁。掛江・前掲注 (30)論文「国連憲章第五一条における自 衛権と安保理による「必要な措置」との関係」八六七頁、八七九―八八一頁。また、大沼も肯定しているとみてよいであろう。大沼・前掲注
- 33 32 高田映「武力行使の規制」 杉原高嶺『国際法学講義 杉原高嶺他『現代国際法講義』第5版(有斐閣、二○一二年)四二八─四二九頁。 第2版』(有斐閣、二〇一三年) 六一九 —六二一頁
- 34 高野雄一『国際安全保障』(日本評論社、一九五三年) 六七—六八頁
- (36) 高野·前掲注(34)書『国際安全保障』六八―六九頁。 (35) 横田喜三郎『自衛権』(有斐閣、一九五一年) 一二一―一二五頁
- 37 り」とする。 高野・前掲書『国際安全保障』七一頁。松井芳郎他『国際法 第5版』(有斐閣、二○○九年)二九七頁。松井は「勢力均衡の世界に逆戻
- (39) 高野·前揭注(34)書、六七—六八頁。 (38) 横田喜三郎『自衛権』(有斐閣、一九五一年) 九三—九四頁。
- 40 田畑茂二郎『安保体制と自衛権』(有信堂、一九六〇年)一三三頁、一三三―一三四頁
- $\widehat{42}$ 41 松井芳郎『国際法から世界を見る―市民のための国際法入門―第3版』(東信堂、二〇一一年)二六〇頁 田畑・前掲書、一三四―一三五頁。
- (4) 森・前掲注(16)論文「集団的自衛権の誕生」九二―九三頁。

43

大沼・前掲注(22)書

『国際法』五五五頁。

- (45) 森・前掲論文。
- (7) 森・前掲注(10)論文「国際法における集団的自衛権の位置」二一頁。
- (4) 森・前掲論文、九二―九三頁。(47) 森・前掲注(16)論文「集団的自衛権の誕生」一〇二―一〇六頁。
- 49 中谷和弘「集団的自衛権と国際法」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』 (有信堂、二〇〇七年)四五—四八頁
- 50 山本草二『国際法 四八頁。 新版』 (有斐閣、 二〇〇四年) 七三七―七三九頁。松井・前掲注(42)書
- わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城 『国際法から世界を見る―市民のための国際法 一八五

- 人門―第3版』九六頁。 森・前掲注(10)論文「国際法における集団的自衛権の位置」二三頁。
- 森・前掲論文。
- 53 52 1986 I.C.J. 14
- 54 Id. at 70, para. 126.
- $\widehat{55}$ Id. at 104, para. 196
- 56 Id. at 102, para. 193
- 58 57 Id. at 103, para. 195 Id. at 103, para. 194
- 59 Id. at 127, para. 249
- 60 Id. at 105, para. 199
- 62 61 Id. at 21, para. 235. Id. at 105, para. 200
- 63 Id. at 105, para. 200.
- 64 大沼・前掲注(11)論文「『平和憲法』と集団安全保障(二・完)」四七頁。
- 65 酒井·前揭注(29)書『国際法』五三九頁。
- 66 杉原・前掲注(32)書『国際法学講義 第2版』六二〇頁。
- 68 67 大沼・前掲注(22)書 浅田・前掲注(5)書 『国際法〔第2版〕』四二〇頁。 『国際法』五五五—五五六頁。
- 69 森・前掲注(10)論文「国際法における集団的自衛権の位置」二三頁
- $\widehat{70}$ 森・前掲注(16)論文「集団的自衛権の誕生」一〇七頁。
- $\widehat{71}$ 次の論稿に依拠して整理する。下中奈都子・桶山千冬・前掲注(6)論文「集団的自衛権の援用事例」三六─四○頁
- $\widehat{72}$ 森・前掲注(10)論文、二四頁。
- 73 以上は、下中・桶山・前掲注(6)論文、三八―三九頁
- $\widehat{74}$ 森・前掲注(10)論文、二五頁。
- 75 浅田・前掲注(5)書 『国際法 〔第2版〕』四一二頁。
- $\widehat{76}$ 大沼・前掲注(22)書 『国際法』五八二頁。
- 最上・前掲注(27)書 『国際機構論 第2版』七六頁

- 78 よび国内的な道義的または政治的観点からはいかに緊急であると思われようとも、選挙により選ばれた政府は、選挙民に対するそうした犠牲 いる。「軍事的干渉は必然的に人的、 長谷川正国(訳)『エイクハースト=マランチュク現代国際法入門』(成文堂、二〇〇八年)六八九頁。同書では次のように説明がなされて 財政的および政治的犠牲を伴う。したがって、遠方の外国で進行中の虐殺を中止させる干渉が国際的お
- の影響力を無視することはできない。」
- 80 以上、大沼・前掲注(21)論文「『平和憲法』と集団安全保障 (二・完)」四八―四九頁 最上・前掲注(77)。
- 81 筒井・前掲注(1)書 『国連体制と自衛権』 八頁。
- 83 大沼・前掲書、 五六二—五六三頁

82

大沼・前掲注(22)書

『国際法』五七二頁

- 84 筒井・前掲注(4)書 『違法の戦争、合法の戦争』二三三―二三四頁、
- 85 高野雄一『全訂新版 国際法概論下』(弘文堂、平成三年四月)一六一頁、三〇七頁、
- 86 大沼・前掲注(22)書 『国際法』五八二―五八三頁
- 87 大沼·前掲書、五八二—五八三頁、参照。
- 88 筒井・前掲注(1)書『国連体制と自衛権』はしがき:::。
- 89 長谷川・前掲注(78)書『現代国際法入門』六八九頁。
- 90 松井・前掲注(37)書『国際法 第5版』二九二頁。
- 91 清水奈名子「国連体制が目指す安全保障とは―安全保障理事会の実行から見る変化の軌跡」『法律時報』八六巻一〇号(二〇一四年)七七
- 92 最上·前揭注(27)書『国際機構論 第2版』八二頁

93

上杉勇司「『保護する責任』の概念の現実への適用―国連平和維持活動を通じた武力紛争下の『文民保護』の議論を中心に―」『国際安全保 井上実佳『『保護する責任』と国連平和維持活動─アフリカに焦点をあてて─」『国際安全保障』四○巻二号(二○一二年)七二─七三頁。

掛江・前掲注 (30)論文「国連憲章第五一条における自衛権と安保理による「必要な措置」との関係」八六九頁、

- 四〇巻二号(二〇一二年)八八—八九頁。
- 96 95 森・前掲注(16)論文「集団的自衛権の誕生」一〇六―一〇七頁 掛江・前掲注(30)論文、八八○頁。上杉・前掲注(91)論文、八九頁
- 97 掛江・前掲注(30)論文、八七九頁。
- 石本泰雄『国際法の構造転換』(有信堂、一九九八年)四六頁

わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城

- 99 森・前掲注(10)論文「国際法における集団的自衛権の位置」二六頁
- 100 United Nations A/59/565. at 56, para, 197
- 松井・前掲注(37)書 『国際法 第5版』二九四頁
- 102 101 United Nations, supra note 208
- 103 石本・前掲注(8)書、
- 104 森・前掲注(10)論文 「国際法における集団的自衛権の位置」二六頁
- 105 松井·前掲注(51)書 『国際法 第5版』(有斐閣、二〇〇九年) 二九一頁
- 106 森・前掲注(10)論文、二六頁。
- 107 筒井・前掲注(1)書 『国連体制と自衛権』三一頁
- 108 森・前掲注(10)。
- 109 松井・前掲注(42)書 『国際法から世界を見る―市民のための国際法入門―第3版』二四九―二五一頁
- 110 中谷・前掲注(49)書「集団的自衛権と国際法」五二頁
- 111 112 憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』(昭和三九年七月)二五八―二五九頁 掛江・前掲注(30)論文「国連憲章第五一条における自衛権と安保理による『必要な措置』との関係」八六七頁、参照
- 制定の経緯』(第一法規、一九八八年)三五―四五頁。佐藤達夫『日本国憲法成立史 第一卷』(有斐閣、一九九三年)一―六頁。同『日本国 訳』(有斐閣、一九七二年)三二三頁以下。長谷川正安『昭和憲法史』(岩波書店、一九六一年)二三一―二三六頁。犬丸秀雄他『日本国憲法 憲法史 第三巻』一―一一頁、四四―五二頁、など参照。 ―三二頁、一八九―二○四頁。高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程―連合国総司令部側の記録による―I原文と翻 大石眞『日本憲法史〔第2版〕』(有斐閣、二〇〇五年)三二一―三五七頁。田中英夫『憲法制定過程覚え書』(有斐閣、一九九五年)一四
- 114 contents/s21101y03.html 『第三囘 帝國憲法改正案特別委員小委員會筆記要旨』参議院憲法審査会HP http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/kizokuin/ (二〇一六年六月二日に確認。)
- 115 であろうことについては、拙稿(一)I1「戦争概念について」(本誌第一二三巻第八号) の注(4))、 本稿と反対の立場によれば、総司令部の理解や極東員会の意向は、一つの理解を示すものであり、立法意思を左右するものではないとす 高見勝利「戦争の放棄」芦部信喜監修 『注釈憲法』(有斐閣、二○○○年)四○六―四○七頁。これが戦争概念の理解の誤りに起因する (27)、及び(28)とその本文を参照
- 高柳賢三・大友一郎・田中英夫・前掲注(三)書『日本国憲法制定の過程Ⅰ』九九頁。
- TOP SECRET 原文は次の通りである。

Three basic points stated by Supreme Commander to be "Musts" in constitutional revision. Government Section paper 4 Feb 1949.

- △Ⅱ) 佐藤功『憲法研究入門(上)』(日本評論社、一九六四年)二五九頁
- (19) 高柳他・前掲注(16)書『日本国憲法制定の過程』九八―九九頁。
- (20) 佐藤・前掲注(18)書『憲法研究入門(上)』二八三頁。
- 佐藤・前掲書、二八五―二八七頁。同旨、高見・前掲注(15)書『注釈憲法』四五二頁

ない」同、四〇八頁 てはならず、そうしたシステムは、様々な問題を抱えているとしても、現実には、国連憲章による安全保障システムを抜きにしては考えられ 高見は次のようにいう「日本の安全を保障するには、「平和を愛する諸国民の公正と信義」に基づく国際的な平和システムが実現されなく

- ② 筒井・前掲注(4)書『違法の戦争、合法の戦争』一九〇頁。
- 123 法学協会編『註解日本国憲法上巻(1)』(有斐閣、昭和二八年)一九四—一九五頁、参照
- **ぶことができない旨言及している。以上は、宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法 第2版』(日本評論社、一九八五年)一五五―一** 安全保障措置に協力する義務を負うものの、自説である軍備の禁止という自国憲法の制約から、国連憲章四三条の定める兵力提供の協定を結 める以上、国際連合軍ないし国際警察隊の存在を否認するものではない。」続いて宮澤は、結論として日本は国連に加盟すべきであり、その と見なくてはならない。言葉をかえていえば、日本国憲法は、…国際平和が場合によっては武力によって守られなくてはならないことをみと 連合による交際平和維持の方式を承認しているのであるから、…安全保障がそうした武力的措置によって行われる可能性を承認しているもの 約束している。日本は、…多かれ少なかれ武装された国家によって組織され、安全保障の具体的措置として武力的措置をも是認している国際 れている。日本は、そこで、『あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守』することを約束し、国際連合による安全保障の方式をとることを 後で、次のように言及する一こういう態度は、さらに一九五二年四月二八日に発効した日本と連合国との平和条約でより具体的に明らかにさ れていた。前文の「日本国民は、…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」を引いた 本稿の冒頭でも言及した宮澤の見解を示しておく。「わが国がいかにして自らの安全を保障しようとするか。」について、明確な言及がなさ
- 宮澤が、今日の学界の大勢とは一線を画し、我が国の安全保障方式を平和条約と国連憲章との関係を考慮しながら明確にしようとする姿勢 注目に値する。

五六頁。

(傍線は筆者

- 126 青井美帆「九条・平和主義と安全保障政策」『憲法学の現代的論点』(有斐閣、二〇〇六年)九三―一二二頁 最新の注釈書としては、 樋口陽一他著『注解法律学全集 憲法I』(青林書院、一九九四年)一三七―一三九頁。前掲注(㎡)書『注釈憲法』六七―一〇九頁 木下智史・只野雅人編『新コンメンタール憲法』(日本評論社、二〇一五年) 二一一二二頁
- わが国の「憲法」体制における安全保障(二)(城

- (⑿) 東京地判昭和三四年三月三○(下刑集一巻三号七七六頁)。
- (28) 最高裁大判昭和三四年一二月一六日(刑集一三卷一三号三二二五頁)。
- いて次のように言及している。集団的自衛権が「他国のために武力行使をする権利」という面と、 ない」長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』(岩波書店、二〇一五年九月一一日)一〇八―一〇九頁。最上は、 田畑・前掲注(40)書 日本はこれまで、 両方を含むものであることを示唆する条約内容である。前者を集団的自衛権の「積極的行使」と呼び、後者を「消極的行使」と 『安保体制と自衛権』七八頁。松井他・前掲注(37)書『国際法 消極的行使をする法体制を維持してきたことになる」同書。 第5版』二九八頁。最上敏樹「国際法は錦の御旗では 「自国のために武力行使してもらう権利 日米安保条約につ
- 13) 高野雄一『憲法と条約』(東京大学出版会、一九六○年) 一六八頁、参照。
- 安全保障条約と日本国の憲法典及びその他の国内法との関係について次のように指摘する。「日本国内の問題であるから、矛盾する点があれ さらに、両者を矛盾することなく法理論を構成することは「憲法学者と日本の政治家の任務であろう」と指摘する。大平『第13回国会両院 大平善梧「対日講和条約と集団的自衛権」『国際法外交雑誌』第五○巻第五号(昭和二六年)九—一一頁。大平は、 国際条約を優先せしめて、寧ろ国内法を修正してゆく方向に於いて問題を処理してゆけばよろしいであろう。」 同書で平和条約・日米

法規委員会会議録』第四号(昭和二七(一九五二)年三月一四日)一〇―一四頁、一二頁。

- の排除を意味しています。 員でそれをつぶすという考え方です。これは、第一次世界大戦前の日英同盟、 ょう。それは憲法前文や九条を見ても明らかです。集団安全保障は、特定の仮想敵をつくらない安全保障の体系をつくり、乱す者がいたら全 編・前掲注(⑫)書『安保法制の何が問題か』参照。石川は次のように述べている。「日本国憲法が想定するのは、…集団安全保障の体制でし 佐藤・前掲注 (毘)書『憲法研究入門(上)』三一二一三二〇頁。石川健治「「非立憲」政権によるクーデターが起きた」長谷部恭男・杉田敦 国際連盟脱退後の日独伊三国同盟にみられたような、同盟政策
- す。」とする。同書、二二四頁。 す。他方でサンフランシスコ会議以前に成立していた、米州の同盟条約を温存するために、主として米州サイドの働きかけで国連憲章五一条 の起草過程で挿入されたのが、 この点、そもそも国際連合自体が、戦争中の「連合国」の末裔としての性格を残していることは、旧敵国条項の存在が雄弁に示していま 集団的自衛権でした。同盟政策の末裔であり、本来の(個別的)自衛権とは論理構造を全くことにする異物で 同旨、 駒村圭吾「安保法案と、九条の環、」前掲書『安保法制の何が問題か』二七頁、
- とし(て、それに拘泥し)、憲章制定後の集団的措置に関する実行を「従来の同盟軍とちがった形態だったわけではなく、 れに指揮・命令権を行使した」ことを指摘して、かかる加盟各国による集団的措置に関する現実の実行が憲章の集団安全保障体制の中でどの ように位置づけられるかについては言及していない。樋口他・前掲注(宮)書 樋口陽一は、 憲章と前文について佐藤功の指摘した関連性には触れないものの、 『注解法律学全集 集団安全保障については佐藤と同様、 憲法Ⅰ』一七〇一一七二頁、 本来の国連軍を前提 派遣各国がそれぞ
- (34) 筒井・前掲注(4)書『違法の戦争、合法の戦争』二〇二―二〇三頁

- (35) 長谷川·前掲注(78)、参照
- (36) 最上・前掲注(27)書『国際機構論 第2版』七六頁。
- (37) 高野・前掲注(85)書『全訂新版 国際法概論下』四○七頁。
- 138 大谷良雄「旧敵国条項の削除問題」『時の法令』一八三三号(二〇〇九年五月一五日)四〇一四一頁。 』の削除『世界週報』七号(一九九一年)六四―六七頁、六六頁。 小寺彰、道垣内正人、(執筆者)岩沢雄司、植木俊哉『国際法辞典』(有斐閣、二○○二年)六三頁。香西茂「実現は難しい 同旨、筒井若水編集代表、 『旧敵国条
- (33) 大谷・前掲注(35)論文、四〇―四七頁、特に四二、四七頁。
- みなさざるをえない。」と指摘する。同・前掲注 (4)書『違法の戦争、合法の戦争』二〇五―二〇六頁。筒井の後段の指摘については、本稿 を条件に発動される)よう求めるとすれば、それは明らかに(アメリカの)当初の意図とは外れ、「戦後体制」の理解を誤ったことになると る。その上で、自衛権は憲章の制約の下で行使されるにしても、「(日本側が)これをあくまでも「国連体制」のなかで発動される(国連決議 は評価する立場にないが、前段の「敵であった国に関する行動」との指摘には留意する必要があると思われる。 また、次のような指摘もなされていることに注意が必要である。筒井は、平和条約とともに締結された日米安保条約は、米国側からすれ 先の大戦の結果「敵であった国に関する行動」として、国連憲章規定の適用が除外されているもの(第五三条一項後段、一○七条)とす
- (넴) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、一九八七年)九二頁。
- (担) 深瀬・前掲書、二二二頁。
- (43) 深瀬·前掲書、二〇四—二四五頁。
- (⑷) 大沼・前掲注(2)論文「『平和憲法』と集団安全保障(一)」八頁
- (46) 筒井・前掲注(4)書『違法の戦争、合法の戦争』一八九頁。
- (⑷) 大沼・前掲注(⑴)論文「『平和憲法』と集団安全保障(二・完)」五五頁。
- 大沼·前掲論文、五六頁。

(東洋大学客員研究員)